

議員全員協議会会議録

平成28年 2 月 25 日

宮 古 市 議 会

平成28年2月宮古市議会議員全員協議会会議録目次

(2月25日)

議事日程..... 1

出席議員..... 2

欠席議員..... 2

説明のための出席者..... 2

議会事務局出席者..... 3

開 会..... 4

説明事項（1）..... 4

説明事項（2）.....19

説明事項（3）.....21

協議事項（1）.....29

閉 会.....40

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 平成28年2月25日（木曜日） 午前10時00分
場 所 議事堂 市役所 6階大ホール

○

事 件

〔説明事項〕

- （1）宮古市庁舎跡地活用に関する基本構想（案）について
- （2）宮古市復興交付金事業計画について
- （3）宮古市公共施設再配置計画（実施計画）案について

〔協議事項〕

- （1）宮古市暴力団排除条例について
- （2）その他

出席議員（27名）

1番	今村正君	2番	小島直也君
3番	近藤和也君	4番	佐々木清明君
5番	白石雅一君	6番	鳥居晋君
7番	中島清吾君	8番	伊藤清君
9番	内館勝則君	10番	北村進君
11番	佐々木重勝君	13番	高橋秀正君
14番	橋本久夫君	15番	古舘章秀君
16番	工藤小百合君	17番	坂本悦夫君
18番	長門孝則君	19番	佐々木勝君
20番	落合久三君	21番	竹花邦彦君
22番	松本尚美君	23番	坂下正明君
24番	茂市敏之君	25番	藤原光昭君
26番	田中尚君	27番	加藤俊郎君
28番	前川昌登君		

欠席議員（1名）

12番	須賀原チエ子君
-----	---------

説明のための出席者

説明事項（1）

市長	山本正徳君	副市長	山口公正君
総務部長	佐藤廣昭君	企画部長	山崎政典君
都市整備部長	高峯聡一郎君	財政課長	菊池廣君
企画課長	伊藤孝雄君	復興推進課長	多田康君
都市計画課長	中村晃君	復興推進課 市街地施設 推進室長	岩間健君
復興推進課 市街地施設 推進室主任	竹田真人君		

説明事項（2）

企画部長	山崎政典君	復興推進課長	多田康君
復興推進課 副主幹	川原栄司君	復興推進課主査	大向守君
復興推進課主事	加藤敏也君		

説明事項（3）

企画部長	山崎政典君	企画課長	伊藤孝雄君
企画課副主幹	西村泰弘君	企画課主任	久保田和雄君

○

議会事務局出席者

事務局 長 上 居 勝 弘
主 任 菊 地 政 幸

次 長 佐々木 純 子

開 会

午前10時00分 開会

○議長（前川昌登君） それでは、ただいまから議員全員協議会を開会します。

ただいままでの出席は27名でございます。会議は成立しております。

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。

○

説明事項（１） 宮古市庁舎跡地活用に関する基本構想（案）について

○議長（前川昌登君） 説明事項の（１）宮古市庁舎跡地活用に関する基本構想（案）についてを説明願います。

山本市長。

○市長（山本正徳君） 改めまして、おはようございます。

本日は、宮古市中心市街地拠点施設整備事業基本計画におきまして、重要な課題として整理をいたしてまいりました市庁舎跡地活用に関する基本構想（案）の検討状況について説明をさせていただきます。

今後、さらに検討を進めていく上での方向性についてご確認をいただきたいと存じます。

本事業につきましては、今後とも議員の皆様、そして市民の皆様のご意見にしっかりと耳を傾けて進めたいと思っております。

本事業は、中心市街地拠点施設の整備後の着手となる見込みであります。28年度は基本計画を策定をいたす予定でございます。市民に親しまれる場となるように参画と協働、及び情報の開示に努めながら、ご意見やご提言を受けて精査してまいりたいと思います。議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、復興推進課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） それでは、引き続きまして復興推進課から、宮古市庁舎跡地活用に関する基本構想（案）についてということでご説明をいたしたいと思っております。

資料をめくりながらの説明になりますので、失礼ですが、着席にてご説明申し上げたいと思っております。

お手元に資料として、表題を書きました1枚ものの資料、それから冊子になりました基本構想（案）の二通りの資料を配付しているところでございます。

まず、表題資料1枚ものの資料の裏面でございます。

1として、宮古市庁舎跡地活用に関する基本構想（案）についてとして、策定に係る概要を書いてございます。

市庁舎、それから分庁舎の用地については、庁舎の移転整備が図られた後は跡地となることから、この活用計画の策定につきましては、26年度あたりからアンケート調査も含めながら、この前後から検討をスタートさせているところでございます。

跡地の特性、それから期待される役割なども検証しながら、昨年の7月以来、この基本構想（案）の取りまとめを進めてまいりました。

議会の皆様には、昨年の9月30日でございますが、全員協議会にて素案という形で一度お示しをしたところでございますけれども、今般、案がまとまりましたというところのタイミングでございますので、改めて今般ご説明をいたしたいというふうに考えてございます。

本日以降は、皆様からご意見を賜りながら3月中の取りまとめとしてこの基本構想をまとめていきたいとい

うふうに考えてございます。

それでは、別冊の基本構想（案）のほうをお手元にご用意いただきたいと思います。

市庁舎については、市にとって最も重要な公共施設でもございます。その移転につきましては、市民や皆様にとって重要な関心事であるというふうに我々も認識しているところでございます。

とりわけ本庁舎、それから分庁舎は、中心市街地に位置しているということもございます。移転後の跡地の有効活用については極めて重要な意味があるんだろうというふうに我々も認識しているところでございまして、昨年3月に策定をいたしました中心市街地の拠点整備の基本計画においても重要な課題の一つというふうに整理をいたしているところでございます。

本日のその基本構想（案）では、これまでの検討の内容と、それから今後の整備の方向性、検討方法、検討方針について取りまとめておりますので、順にご説明をいたしたいと思います。

ページめくっていただきまして、目次がでございます。

全体の構成でございますが、この基本構想では、第1章の背景というところから、第2章での活用の条件、それから第3章での整備の方向性をお出ししながら、第4章で諸課題をまとめるというような構成になってございまして、巻末には各種資料を添付しているところでございます。

ページ進みまして、1ページと2ページにおいては、第1章で背景を整理してございます。現庁舎の老朽化の件、それから検討経過、関連計画等の位置づけについて記載をしているところでございます。

それから、3ページのほう、第2章にお進みをいただきます。

3ページでは、計画地の概況として、現在の敷地の条件を整理しているところでございます。敷地面積で申し上げますと、本庁舎分で約7,500㎡、分庁舎においては約2,600㎡ほどとなっているところでございます。類似の200mトラックとかフットサルコートをはめればこのぐらいの広さですというのを図示しているところでございます。

5ページに進んでいただきます。

5ページにおいて、（2）現庁舎の取り扱い方針といたしまして、現在の建物の取り扱いについて、前提条件をお示しをしております。

確認事項として3点ほど上げてございます。

①といたしましては、庁舎の老朽化に伴う課題と、それから災害対策本部と行政機能の集約化ということで、駅の南側に拠点施設を整備するということを記載してございます。

それから、②番では、現在の建物を維持する際の課題について上げてございます。

この点についても、これまで大分ご議論をいただいているところでございますが、耐震性の不足、それから改修の必要性がありますということについて書いてございまして、この建物そのものの継続使用には課題がそれぞれありますということを書かせていただいております。

それから、③番目でございますが、公共施設再配置における基本的な考え方を確認しているところでございます。

このことから、下のほうにいきます。前提条件としては、本庁舎及び分庁舎は、新庁舎への機能移転後、可能な限り早い時期に解体をして、跡地の有効活用を図ることとしますということでもまとめさせていただいております。

以上の前提条件を踏まえまして、次のページをめくっていただきます。

6ページと7ページの見開きの部分でございますけれども、市民意向、それから要望として、これまで実施を
してまいりました市民アンケートであるとか、まちづくり市民会議というワークショップの概要について記述
をしてございます。

6ページの下の方ですと、昨年実施しました市民アンケートにおける跡地に関する意向を列記している
ところでございます。

それぞれ本庁舎の活用方法、分庁舎の活用方法としてお聞きしてございますけれども、広場や観光案内、物販
や駐車場、あるいは子育てや高齢者などに対する何らかの支援の場というような声がそれぞれ寄せられている
ところでございます。

アンケート回答のうちの、期待するという回答、それからやや期待するという回答の数字を集計してござい
ますが、ごらんのとおり、特に突出した項目はなく、さまざまなニーズが現在寄せられているというようなこと
で取りまとめてございます。

それから、7ページにおいては、まちづくり市民会議として実施してございます市民ワークショップの概要
を載せてきてございます。

活動報告については、ちょっとページ進んでいただきます。23ページに少しとんでいただきます。

資料編の方でございますが、23ページでございます。

これまで取り組んでまいりました、おおむね40歳未満の若い層を中心として構成しておりますワークショッ
プで検討してまいりましたその活動内容について、23ページ以降書かせていただいております。

ワークショップの話題としては、跡地活用だけに特化した活動ではなくて、まち全体の魅力に目を向けるよ
うな活動ということで、弘前大学の先生、それから県立大の先生等にご指導をいただきながらワークショップ
を開催してございます。

24ページに、これまでの経過が書いてございます。

昨年8月で第1期ということで修了してございます。現在は、第2期としてまた再スタートしているところ
でございますが、第1期までのまとめが31ページあたりをお開きいただきたいんですが、31ページに進みます
と、第8回市民ワークショップということで、それぞれ班ごとの活動の経過ということで結果を載せてござい
ます。

それぞれ出された意見を、イメージを絵にしてみたものが次のページ、32ページ、33ページあたりに記載して
いるところでございます。

本庁舎・分庁舎の跡地をにぎわいの場として活用してはどうだろうか、活用イメージとしては33ページのよ
うな、こういうアイデアがあるんじゃないかということで、ワークショップからはこういう取りまとめをされ
ているというようなところでございます。

もう一回、本編8ページのほうにお戻りをいただきます。

8ページのほうには、(4) 検討の視点ということで、これからの取り組みの方向の視点として3つほど整理
をしているところでございます。

1つ目は、中心市街地の波及効果を念頭に検討を進めますということで整理をさせていただいております。
この跡地だけの活用にとどまらず、まちににぎわいをもたらす視点で検討に取り組む旨を書いております。

それから、2つ目の視点としては、敷地の現況、特に、現在国道などの道路づきがよい敷地でございます。中
心市街地からの徒歩圏内でもありますので、この立地を生かした視点で取り組むというような方向性を上げて

ございます。

それから、3つ目の視点でございます。震災時には記録映像がおさめられた場所でもございます。それから相応の浸水もあった地点でございます。ですので、記憶を伝承する場所としての視点も入れてみてはどうかということで、この3つの視点をまとめさせていただいてございます。

右のほうに進んでいただいて、今度、9ページでございます。

9ページ以降の第3章では、基本理念と基本方針ということでお示しをしているところでございます。

まちににぎわいを見出して、利用する皆さんとともに作り出して共に育てていく場所ということとして基本理念を上げてございます。箱囲みの中でございますが、「賑わいを創り出し、共に育む」新しい空間ということで定義をさせていただいてございます。

基本方針としては、以下4つの方針ということで現在上げているところでございます。

1つ目でございますが、①でございます。市民が日常的に集い、語らう、憩いの場。それから、②でございます。四季を通じてイベントを楽しむ、にぎわいの場。それから3番目でございます。周辺と結びつき、まちを育てる、つながりの場。それから、4点目でございます。自然（森・川・海）を敬い、震災の記憶を、伝承する場ということとしてございます。

こういう場を実現するためのイメージとして、次の10ページ以降に他市の例等、ちょっと写真を列記して掲載してございますので、ちょっとごらんいただければと思います。

10ページにおいては、①広場・緑地・公園等の例を挙げてございます。それから、11ページにいきますと、②では、その附帯する施設として飲食とか休憩場所の提供の例ということで写真を挙げさせていただいております。

それから、続いて③では、記憶伝承のモニュメントの例など、他市の例、本市の例を挙げながらご紹介をしてございます。

12ページにいきますと、④として、その他の施設ということで、トイレだったりベンチだったりというような例を挙げさせていただいているところでございます。

次のページ、13ページにまいります。

13ページには、事業費及び整備財源についてご説明をしているページでございます。

まず、土地活用の前提として、先ほど申し上げたとおり、解体というような方針を上げてございますので、おおむねの解体費用を試算しているところでございます。本庁舎・分庁舎合わせますと約8,300㎡ほどの延べ床面積がございます。他市の例、先行事例等を勘案いたしまして、平米当たりの解体単価を、現在1㎡当たり3万6,000円で見込んでいるところでございます。それに延べ床掛けますと、解体費用だけで約3億円程度ということで想定をしているところでございます。

下のほうに例として、整備費用の例を一例挙げてございます。まだ整備内容固まっていない時点でありますので、一例として、先ほどのワークショップのアイデアということで、例えばイベントを開けるような緑地をつくったらどのくらいであろうかというような視点で試算をしているところでございます。公園・広場・緑地などの整備をし、野外イベント等の附帯施設を整備したとすると約3億円程度ではないかということで、現在試算をしているところでございます。これは、まだ一例でございますので、具体的な整備計画とか事業費については、今後の基本計画の中で検討を深めたいというふうに考えているところでございます。

整備財源についても同様でございまして、次のページに一例を挙げてございます。

14ページには、財源の一例を挙げてございますけれども、整備計画固まった時点で導入財源についてももう少し深めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、15ページにお進みいただきます。

現時点での大まかなスケジュール感ということでまとめさせていただいております。

駅の南側の拠点施設とも関連ございますので、一応2段書きで表記をしているところでございます。下が拠点施設の整備、上が跡地整備ということの概況になります。

上のほうの跡地整備でございますが、今年度3月までにはこの基本構想を取りまとめたというふうに考えてございます。翌28年度、新年度には、基本計画を作成いたしたいというふうに考えてございまして、その新年度予算の計上についても、後ほどちょっとご説明をいたしたいと思います。28年度以降には、詳細な設計業務を経て、30年度の拠点施設の整備後には解体に着手する準備を進めていきたいというふうに考えてございます。

なお、このスケジュールについても、整備内容について、また、その財源によって、それぞれ変更が予想されているところでございます。

それから、16ページにお進みいただきます。

第4章として、整備に向けた諸課題ということで現在整理している事項でございます。

配慮すべき事項として、1点目でございます。

市民ニーズへの対応というところでございまして、市民ニーズの把握が重要というふうに我々も考えてございまして、まだ一部しか聞き取りもできていない状況でございます。今後、市民の方、それから関係団体の聞き取りなどを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、2点目でございますが、市財政への影響というところでございます。

これは、拠点整備事業でも再三ご指摘をいただいているところでございますので、整備費用であるとか維持管理費用、将来的負担、整備財源も含めて検証を深めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、3点目でございます。災害への備えというところでございます。

これも先ほどの話と同様でございますけれども、この地点は洪水被害等の予想もございます。災害への備えも考慮した活用計画としていく必要があるのではないかとというふうに考えているところでございます。

それから、右のほうの17ページの下のほうでございます。

(2)として、市民に親しまれる場所とするためにということとしてまとめているところでございますが、整備して終わりということではなくて、日常的に活用されて市民に親しまれる場所となるように検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

先ほどご紹介をしたワークショップについても、現在、第2期に入り、継続の検討が進んでいるところでございますが、そのほかにも広く市民ニーズを聞いてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上が基本構想(案)の概略ということになります。

お手数ですが、再度、1枚ものの資料にお戻りいただきます。

下のほう、2、宮古市庁舎跡地活用基本計画策定業務の委託についてというところでございます。

先ほど申し上げたとおり、平成28年度において、新年度においては、具体的な整備内容、それから概算事業費などの検討を深めるために基本計画を業務委託したいというふうに考えているところでございます。業務の概要については記載のとおりでありまして、新年度予算においては1,000万円ほどの予算計上をさせていただいているところでございます。

この計画の財源につきましては、現在、復興交付金の効果促進事業として復興庁と協議の途上でございます。協議調い次第、財源補正を予定しているところでございます。

長くなりました。以上が本日のご説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。この件について、何かご質問があれば挙手願います。

長門議員。

○18番（長門孝則君） 市長のほうに、ちょっと認識をお伺いしたいと思います。

ちょっと市長にお聞きするのは気が引けておりますけれども、せっかく議会の意見も聞いた上で策定をする、ということになっておりますので、若干お聞きしたいと、そういうふうに思います。

この基本構想では、この資料を見る限り、公園、憩いの場というか市民の広場、何かそういうものを想定しているというふうに私は見ております。

私は、結論的に申し上げれば、そういうものでなくて、産業振興の拠点にしたらいいのではないかと、そういう私は思いなんです。

今の宮古の現状を考えた場合に、やはり優先順位、優先課題は何なのか。そう考えた場合に、やはり人口減少に歯どめをかけると。そういうことが無理であれば、交流人口をふやすと、やっぱりこれが大事だと思うんです。また、同時に、雇用の場を確保すると、安定した収入を得ると、やっぱりこれが一番今急を要する課題ではないかなと、そういうふうにまず私は思っています。

議会でも定住化促進の特別委員会を設けて、いろいろ定住化について検討しております。私のほうの部会でも、市民アンケート調査をしております。私のほうは子育て支援なんですけれども。

アンケートのほとんどが働く場がない、あるいは働く場が少ない、それから賃金が安い、収入が少ないと、そういう方がほとんどなんです。やっぱり収入がなければ生活はできないんですね、一般家庭でもみんなそうですけれども。そこにやっぱり重点を置いた跡地利用というのが大事でないかなと、私はそういう思いなんです。

この新庁舎なんかが、この現在の庁舎、2億をかけて復旧して、3億をかけて解体すると。私はもったいないと、もうそういう気持ちが強いんですけれども、決まったことについては、みんなやっぱりいい方向に持っていくように協力していくというか、私はそういう考え方なんですけれども。そういうやっぱり憩いの場、集う場、この問題大事なんですけれども、それ以上に、やはり産業経済、これを活性化を図ると、そういうことは私は大事だと思っているんですね。その点について、まず、市長の認識をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 長門議員おっしゃるように、やはり宮古においては産業振興、そして経済力を上げるというのは、本当に大命題だというふうに思っています。

一応、ここの跡地に関しましては、アンケート、それからワークショップ等で出た意見をこういうふうにまとめさせていただいたのであって、また、今後、やはりここを産業振興、産業振興も広いですから、どういう形のものがあるのかとか、その辺は十分に皆様方のご意見も聞いたり提言も受けたりしながらまとめていきたいというふうに思っています。

産業振興の中でも、このにぎわいの場・憩いの場のところも、産業的なものも入れてくるような形というものも考えられるというふうに思いますので、余り狭く考えないで、オープンに考えていきたいというふうに思っておりますので、いろんな提言なりご意見いただければというふうに思っております。

○議長（前川昌登君） 長門議員。

○18番（長門孝則君） 公園ですので、何というのか、やはり所得がふえるような、何かそういう方策を考えたほうがいいのではないかなと、そういう思いです。

それと、つけ加えますけれども、もう3年後には復興道路が整備されると。それから、フェリー定期航路も開設される。もう北海道からはどんどん観光客が来ます。何とかその観光客に宮古に金を落としてもらうような方策を考えていく必要があるなと思います。

以前は、観光客が1人金を使いますと、もう3.14倍の経済の波及効果があるんだと、そういうことも言われています。

そういうことで、この交流人口をどんどんふやしていくと、そして金が宮古に落ちると、そして所得がふえると、そういう方策を考えないと、今、当初予算でも市税がもう1億5,000万程度前年比で減額されています。これは、多分、法人のほうが主な減額理由だとは思いますが、これから復旧・復興が終わりますと、市民所得はどんどん減っていく、私はそういうふうに思っております。だから、そういうことをこれからもう考えていけないと宮古市も大変になると、そういう思いでございます。

それから、公園の件なんですけれども、市長に認識をしてもらいたいですけれども、市内には公園が五、六十カ所あると思うんですよ、大小含めてですけれども。どの程度市民が公園を利用しているのか、やっぱりその辺も認識してほしいんですよ。ほとんどもう利用しておりません。特に私が感じているのは、西ケ丘に近隣公園があります、千徳小学校とジョイスの間に。もうこの市役所の跡地の敷地の3倍以上の広さです。もう設備も整って立派なトイレもあります。もう駐車場も完備をされております。全く利用されておられません。近所の人たちも、もったいないがねと言っています。もうこれも十四、五年ぐらいたって、まだ新しい公園です。つくるときは、もう一生懸命になってつくりますけれども、後を検証をするということがないんですね。それがやっぱり行政のもう欠陥かなと。

私も長年職員の経験はしておりますけれども、どんどんそういうことになって、つくるときは一生懸命つくりますけれども、あとどういう利用をされているかというのを、そういう検証がないんですよ。本当に、西ケ丘の近隣公園、もうすばらしい施設です。何とか利用するなら、ここも何とか利用するような方策を私は考えてほしいなと、そういう思いであります。やっぱり当局も、公園がどの程度利用されてどうなっているのかということも把握して、そういう公園的な施設を跡地に考えるのであれば、現状はどうかということをも十分これは把握した上で考えていただかないと、後々私は悔いを残すのではないかなと、そういう思いで発言していますので、そういう認識をぜひ持っていただきたい。

それから、最後ですけれども、すみません。議長にお願いなんですけれども、やはりこれは非常に市民の関心事です。大事なので、やっぱり議会内で知恵を出し合って議論すると、そういう場をぜひつくっていただきたい。特別委員会を設ける必要があるのであれば設けてもいいです。そして、多数決で決めるのではなくて、合意形成を図ると、そういうリーダーシップを議長にはとってほしいと、そういうことを要望して終わります。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） 基本的には、今の長門議員と趣旨は同じですけれども、まず、今回のこの策定された案、非常に失望しています。私はこの新庁舎、移転新築、これはもうパッケージとして大事な部分であり、また、そのパッケージとしてどう判断するかということが、今回こういう形で出てきているというのは本当に残念です。

はっきり言って、移転新築に関しては、あそこをあの場所に持っていくことに関しては、町の中心街コンパクトシティ初め、鉄道利用とか、バス利用とか、商店街の活性化とか、もうバラ色の設定をみずから考えてやって

いるんですね。

ところが、今回これを見て、いや市民のニーズ、市民から意見を聞く、あつちが能動的・主体的であれば、こっちはもう丸投げというか人任せ、そういう印象が拭えないというか、残念だなという思いがします。これはまず意見として申し上げたいんですが、この周辺地域のにぎわい創出につながる。要するに、駅の南側ににぎわいの拠点をつくって、そしてコンパクトシティ化を図って、あそこを中心に全てを回していく。一方で、何となくにぎわいの創出、それも今想定しているのが公園的な雰囲気と。全然、私はこんな無責任な案を出すというのが信じられないです。

ここは、鉄道とかは別にしても、今の宮古の環境の中では、これは一等地ですよ、違いますか。今度三陸道路とか、こういったものができて、どう交通量を含めて、通行車両ですね、そういったものがどう変化するか、ここはまるきり過疎地になりますよ。

だから、そういった意味でも、積極的な活用策は何もないじゃないですか。あるんですか、これ。どこがその経済含めて、宮古の今、復興需要が終わった後の大変厳しい財政状況、そういった財政をどうするか、地域の宮古の経済をどうするか、人口減もちろん、さっき長門議員が言ったように、大変厳しい状況が想定されている。この後にも当然ここにも記述になっていますよ、公共施設の再配置。とても財源手当てできない。地区集会所施設については、住民の方々に、地域に移管して、管理運営自分たちで経費負担してください。これは新たに住民負担を強いることですよ。そういった現況を踏まえた上での活用策とはとても思えないです。市長、本気でこれやろうとしているんですか、この案。

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） ここの跡地に関しましては、さまざまなご意見あるというふうに思っています。そのためにアンケート調査もしましたし、まちづくりのワーキングもしました。そういう中で出てきた意見をこれはまとめたものであります。

ですので、この中にもっと、例えば経済的な部分を強めるというようなこともこれから考えられるというふうに私は思っています。

例えば、ただの公園のように使うのか、あるいはその中に経済的な部分をもっともっとやっぱり強めなければいけない、あるいは、全く違うやはりこういうのをつくっていききたいというのであれば、それも考えられるというふうに思っています。一応、たたき台でこういうふうな構想の中でやっていきたいというふうに思っています。

ですので、私はこれをもとにしてこれから議論を進めていって、この跡地をどういうふうに活用していくかというのを決めていけばいいというふうに思っております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） いや、あと1カ月ぐらいで方向性決めようという話でしょう。そのためのたたき台でしょう。違いますか、さきの説明ではそうですね。そして新年度には、コンサルに外注かけて事業をもっと詳しく精査するという話ですよ。

今、このたたき台自体は、しっかりと議論されたものでないということでしょう。そしてこれはどうやってやっていくんですか、もう1カ月ぐらいで。これは大事なんです。ここは市民の財産ですよ。この一等地を、財産をどう生かして、そしてプラスにするか、経済も含めて、経済的にも、この新しいまちづくりに。だから、さっきも言ったように、あつちが積極的に能動的に誘導するようなバラ色のものを掲げてやっているわけですか。

ら、それと同等とは言いませんが、しっかりと、これはパッケージなんです。市長に聞いてもしようがないのかもしれないんですけども、山崎部長、何を考えているの。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） 今、市長が説明したとおり、あくまで基本構想（案）でございます。

12月に位置条例を否決されて、そのときに私からも説明させていただきましたが、条例が通るまで予算の執行は凍結させていただくと、実際そういうふうな形でございます。

したがって、当初予算に確かに1,000万計上させていただいておりますが、先ほど長門議員がおっしゃったとおり、議会の中でこの中身を議論していただいて、一定の提案をいただくということであれば、基本計画の発注を抑えて、議会のご意見を待ちながら、それらを参考にまた進めていくという方向もできるというふうに思います。あくまでたたき台でございますので、このとおりがっちり進めていくというふうには考えておりません。そこを本日の全協で説明させていただいて、議会のほうでもご意見をいただきたいというのが本日の説明の趣旨でございます。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） きょうのこの現庁舎とその跡地をどうするかという説明なんです、私もちゃんと質問しますが、私も松本議員と同じで、本来、建物、市庁舎をどこどこに持っていくということはなくなるわけですから、現在地のものがなくなるわけですから、なくなるところはどうするかというのは、やっぱりセットで議論する、提案する、研究するというのは、ごくごく当然のことだと、私は今でもそう思っています。他市の、今回の宮古市の場合は、合併に伴って新しい庁舎をどうするではないです。八幡平等の場合は、合併をすることを契機に新庁舎はこうする、今まであったそれぞれの役所はこうする、全部セットで住民合意を得たから問題なく3分の2議決で通っているわけです。

ところが、宮古市の場合はそうじゃないんですよ、何回も言いますが、移すことは一生懸命提案するが、ここをじゃどうするんだというのが今議論になっている。私はどう考えても無理があると思います。

そこで、そういうことを言いながら、聞きたいのはこういうことです。

跡地のことに関しては、この資料にあるように、詳細な立ち至ってと言ったほうが良いと思いますが、45ページに、この間の取り組みの経過がここにずっと、市民検討会、まちづくり市民会議、市議会、庁舎内の整備検討委員会の検討の時系列が書いてあるんですが、議会との協議、この跡地利用に限定している、限定というか絞って、これは去年の9月30日1回やったきりで、きょうが事実上2回目。もうちょっと前にも関連してあったというのは覚えています。だけど、集中してという点では、議会とは1回しかやっていないで移転を決めているんですよ。

そこで市長に聞きます。

こういう問題はセットで当然考えるべきことだったんじゃないかと私は今でも思うんですが、そういう認識はあったんですか、ないんですか。そこをまずきちっと教えてください。

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） それは、ここを移転して、そして、この跡地をどうするかというようなのは、同時並行でやはり行ってきたというふうに思っています。ただ、向こうのほうを先に決めて、そして、こちらのほうが後になったという結果になってしまったということだというふうに私は思っております。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君）　ということは、認識としては持っていたが、なぜそうならなかったのかというのは、ちょっとよくわからなかったんですが、特定団体等というのは、もう既に議決されたことなので言いませんけれども、漁業関係者の重要な幹部の皆さんや、中央通り振興会にかかわる皆さんや、あとこの辺にあるNTTだとか東北電力だとか、いろんな長い歴史の中でこういうまちづくりが形成されてきたわけですよ。市役所本庁舎がここに建設される、これからもそうになっていくというので、こういう町並みが築かれてきたと私は理解します。

そういう人たちの目から見れば、ここから市役所が移転するということは、ここをじゃどうするのかということが同時に示されないからこういう不満が出るわけですよ。これは解消していませんよ。皆さんがどういうふうに理解しているかわかりませんが。

ですから、今、市長が、認識とすればそういうふうにセットで提案すべきものだと思っていたが、まず早く庁舎を移転することを急いだ結果こうなりましたというのは、これは厳しく言えば説明になっていないですと私は思います。

この点で、例えがよくわからないんですが、一方のほうはさっさと決めて、残されたものは今から検討するというのはどうも、本当に住民の合意を得て、また、議会の合意を得て、関係者の合意を得て、だから3分の2だったはずなんですよ。そういうことがそうになっていないというのは、やっぱり指摘しておく必要があると思っています。

それから、もう一つの2つ目の質問は、13ページ、事業費及び整備財源がここであらましが示されております。

まずもって、この他市などの解体工事の事例と対比しながら、それから物価高騰等も考慮してという意味だとは思いますが、宮古市の本庁舎・分庁舎、注意書きに別館だとか分庁舎に附属する倉庫等の解体を含むと約3億円と、平米当たり3万6,000円と。

先ほど長門議員も指摘しましたが、津波後、災害復旧でエネルギー源も地下でなく安全なところに上げたりする復旧に2億かけてこの庁舎はその機能を回復するようにしたわけです。あれから5年、6年まだたっていないのに、今度は3億円かけて解体すると。ましてや、ただ更地にするなんていう愚の骨頂は誰も考えないわけですよ。だから下のほうに、市民の意見も聞いて、芝生、植栽、駐車場、屋根つき駐車場云々かんぬん、多田課長の説明で言えば、わかりやすく言えば、公園・緑地附属施設と。当然こういうものをセットでやらなかったら、跡地は解体して、はい終わり。あとはこれから考えますというのは、余りにも無責任な提案になる。だから、とりあえずはこういう提案をしているんだと思いますが、このことだけで6億円かけるわけですよ、解体と緑地と公園と附属する最小限の施設にする。

長門議員が言った、いやこういうことだけでなく、もっと産業を、または雇用の場をつくる、そういうことにすべきだとなったら、幾らかかるんですか。そういうことが当然議論になってくる話なんですよ、この議論は。それは公共施設の再配置計画の議論ともセットになるし、これからの財政運営をどうするんだということとセットで議論すべき問題を含んでいるわけでしょう。

質問ですが、この13ページに書いてある解体の3億円、その下にあるその他の整備費用3億円、これはあくまでも概算だとは思いますが、現時点で当局は、解体することと更地になったこの土地を基本的にどうするかという点では、多田課長の言葉をかりれば公園・緑地・附属する施設、それはもちろん詳細なことはこれから詰めるということだとは思いますが、私は、長門さんが言うように、例えば公園・緑地といったって、本当にそ

れは、この今の宮古市の既設の公園・緑地等も勘案をして適切なかどうかという点では、非常に疑問があるんです。

きょうは詳細なことは示されていないので、これ以上は言いませんが、この基本的な解体3億円、その他の整備費3億円、単純に言えば6億円かけて、6億円で済むとは私は全然思いませんが、もっとすごい費用がかかるんじゃないかと思うんですが、これを考える基本的な視点、これはどういうふうに市長は考えてこういう提案をしたんでしょうか。

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 私の舌足らずで、松本議員に対して説明なくて、部長のほうに補足をいただきました。大変申しわけありません。

今の落合議員のご質問ですが、解体して、この後、例えば全て市の財源でもってやるというようなことだけを考えるのではなくて、ここ全体を、例えば商業的な施設もここの中に加味するとかいう場合には、やはり一般の個人的な、行政の力だけではなくて民間の力もかりながら、この跡地をどういうふうにご利用していくかというのも今後の課題だというふうに思っています。

今、この一例を示したのは、このところを解体して、最低限でも整備するとしたらこのぐらいがかかるのではないかなという一例を示しただけですので、この中に、先ほど長門議員からもご提言がございましたが、経済的な部分もこの中に入れていこうというのであれば、民間のやはりそういう部分も入れながらこの地域を活性化していくということも考えられるというふうに思いますので、その辺はこれから議論して、そしていろんな提言を受けながら進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（前川昌登君） 落合議員、いいですか。

田中議員。

○26番（田中 尚君） まず、私は市当局に質問する前に議長にお尋ねしたいと思います。先ほど来、松本議員のやりとりの中で、山崎部長の発言、そして結果的にはそれを認めた山本市長の先ほどの発言、要は議会のその提案というか提言を、いわばいただきたいですと、こういうことでした。

したがって、議長とすれば、きょう全協なんですけれども、この議会のいわば提案のまとめ方ですね、これをどうやってつくろうとしているのか、私はちょっとかなり時間がタイトだなという気持ちはありますけれども、まずその点を議長に伺いたいと思います。

○議長（前川昌登君） 跡地活用については、長門議員がおっしゃるとおり、やはり議員間協議をして、やはり議会としてのこの跡地利用についての提言を、合意形成を図るといえるのか、提言をするという努力をすべきでないかということでございますので、できる限り皆さん方のお知恵を伺いながら、議会として提言できるものがあれば提言をしていきたいというふうに考えております。

田中議員。

○26番（田中 尚君） 大変申しわけございませんが、お答えになっていないということでもあります。

私が言うのは、どういう議会の機能を使ってこの提案をまとめるのか。およそ議会のほうの恒常的な組織とすれば常任委員会があります。物事によっては、2つの、いわば合同でやる場合もあります。あるいは特別委員会の設置というのもあります。等々、そういったことも含めて全協もそうであります。議長からは、その辺のところを、私はそういう問題意識で伺ったわけですが、一般論であります。

ですから、そこは後でちょっと議論したいと思うんですが、その前に、この1ページの平成27年度中に方向性をまとめることとしました。これは、非常にここが問題なんですよ。27年度中という、これは何か時間があるような感覚ですが、1カ月以内ということですよ。これはもう不可能です。

つまり、さっきの山崎部長のお答えは、単なるリップサービス、物理的にそうですよ。私はそういう認識なんです、そこで伺いたいことは、なぜ27年度中なんですか。これだけの大事業ですよ。本来であれば逆立ちしているんですよ。3分の2の特別議決を決めてしまって、それから跡地利用と、この手順がそもそも間違っている。

私は、この27年度中というこの年度の設定が、どうして27年度なんですか、お答えいただきます。

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 一応、27年度中に方向性をまとめたいという願望でございました。ただ、やはり今皆様のご意見を聞いている中で、27年度にまとめるのはなかなか難しいだろうというふうに今思っております。

ですので、これをしっかりと皆さんとともに議論して、そしてどういう方向性がいいのかも含めて話し合っていきたいというふうに思いますので、この部分は、28年度に入ってきたとした合意形成ができた状況でもって次に進みたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 大変、市長からは重要な発言をいただいたと、いや、決定をいただいたという思いで受けとめておりますので、ここから先は議長の仕事ですから、私の提案は、以前に建設常任委員長からちょっと、いわばお見合いに例えると、あなた嫌いよということで拒否された経緯ありますけれども、常任委員会でいくとすれば、総務と建設常任委員会が受ける、これも一つの案、あるいは全協ですとやっていく、あるいは特別委員会を設置をする、この3つの点について、やっぱりしっかりした方向を出したいと思います。

27年度中を問題にするのであれば、これは鉛・ヒ素の特定有害物質の除去だけなんですよ、JRが。私は不可能だと思っていますよ。あと一月以内に6,500㎡ですか、それをJRがやりますと。ですから、お金をもう払っている、市のものになっている。非常に、これは交付金絡みで、当局の皆さん方のご苦勞もわかった上で私は発言しているつもりなんですけれども、そういうことですので、しっかりこれは、いわば市長と市民の期待に反しないように、最後は議会が悪口言われるんですよ。つまりは、市だけの責任じゃないんです。市政というのは、議会の議決を通して初めてやれるんです。

そういう意味で、我々にそういう覚悟と自覚があるのかということを改めて議長にしっかり受けとめていただきたいと思います。

○議長（前川昌登君） はい。

○26番（田中 尚君） その上で質問であります。

5ページ、これは確認なんですけれども、ここの5ページの中に、いわば確認事項としての②であります、耐用年数を65年と見込めばとなっておりますが、この65年の意味は私はわからないんですが、以前に全協でその公共施設の、いわば適正配置のあり方をめぐりまして、基本的には、今ある公共施設については、特にRCの建物、80年使いたいという提案を受けております。それとの関係で聞いているわけなんです、この65年というのは、ちょっとよくわからないので伺いますが、どういうふうに理解したらいいのか伺います。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） ご指摘の5ページのところでございます。

耐用年数はさまざまな考え方があろうかと思います。田中議員ご指摘のその80年周期とか60年周期というのは、間に大規模改修、長寿命化等の改修も含めた場合の目指すべき年数というふうな捉え方でよろしいかと思います。

ここで申し上げているのは、いわゆる減価償却とか一般的な何も手当てがされなかったときのRCの建物の耐用年数ということで、それについてもさまざまなお考えがそれぞれの部門であるようでございます。ここではその一例をとりまして、65年だとすればというような言い方にとどめてございますので、RCの建物の耐用年数としては、学術上何年というものを断定したものではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） ただいまの答弁で、この数字の意味はよく理解できました。

そこで、私、発言するわけでありますけれども、既に宮古市は、委託費をかけて公共施設の適正配置の基本方針として、80年で整備しますと示しているんですよ。だから、私の意見ではないんです。市当局の委託費をかけた結果として、今、議論の俎上に載っているんですよ。公共施設を維持存続していくための一つのスパンを80年、当然その間には残すものは大規模改修、残さないものは当然解体する、これは当たり前のことでありますので、それとの整合性でちょっと確認しました。多田課長のお答えで、この数字については理解をいたしました。

そうしますと、これは、たまたま本庁舎はそういった点で議論しても、非常に議論が浅はかだったということを私は指摘するにとどめたいと思います。

それで、質問であります、9ページのほうをちょっとごらんいただきたいと思うんですが、整備の方向性であります。

これも先ほど市長の決意を受けとめて、我々議会がどうするかという範囲に入っているわけでありますけれども、きょうの全協でお示しをいただいている中身は基本理念ですね、跡地活用の。賑わいを創り出し、共に育むと、新しい空間をつくるんだと。これは、どこかの多分コンサルタントがほかのやっぱり市町村にも使っている言葉かなと思いながら拝見させていただいているわけなんですけれども、例えば、基本方針の①憩いの場というのがありますね。先ほど長門議員も触れたわけであります。公園は憩いの場であります。しかし、使われていない。もっと言えば、中心市街地の問題では、すえひろ亭を開放しております。この利用状況もどうなのか。本来であれば、これから交流センターとしてつくろうとしているものが、既に末広町の中心市街地の真ん中にあるんですよ。であれば、この利用状況もしっかりやっぱり出して、屋上屋になるようなことは、宮古市が何かよっぽど金の木でも、何だろう、金脈でも持っていて豊かであれば別ですよ。私は、非常にそういった点では認識に欠けるなと思っているんですが、参考までに、このすえひろ亭の利用状況というものが……

〔「りあす亭」と呼ぶ者あり〕

○26番（田中 尚君） りあす亭だ、ごめんなさい。ちょっとりあす亭、すえひろ亭ですと三笑亭、落語のほうのお話になりますので、大変失礼いたしました。

これは、ちょっとその辺もしっかり後でご提示いただきたいということにとどめたいと思います。

それから、同じような意味で、にぎわいの場。これは、駅前に用意しているんですよ、蛇の目さんが並んで宇都宮さんが経営なさっているお店があつて、あそこに宮古市は整備しているんですよ、にぎわい広場。出崎がそうですよ。なぜにまたそんなにここににぎわいの場をつくる必要があるのか。私は非常にそこは、何かもう苦しくなれば、にぎわいを使えば議会も市民も反対できないだろうと、そういう思いがあるんじゃないのかなと

思っ、ちょっとひん曲がったものの考え方で聞いているわけなんです、この提案をそのまま受けとめますと、駅前広場にもあるべし、それから出崎もそうだけれども、新たにこの庁舎跡地にもぎわいの場として整備が必要なんだという提案をしているんですよ。それは、ワークショップとか市民が言ったからそうだとということではなくて、行政としてしっかりとした説明できなかったら、それはやっぱりだめだと私は思うんですが、どうでしょう、このにぎわいの場。ここもにぎわいの場にするのであれば、やっぱり庁舎移転しないことなんですよ、簡単に言えば。それはさておいて、伺います。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） 5ページの基本理念と基本的な考え方……

○26番（田中 尚君） ごめんなさい、9ページですよ。私、めがねがなかったの。すみません、9ページです。

○企画部長（山崎政典君） すみません、9ページの基本理念と基本方針の基本的な考え方ですけれども、跡地という言い方をしますと、建物を解体しますと、ここは空間になってしまうわけです、何もなし。そこに人が集まることによって場ができると、基本な考え方は。したがって、建物を解体して空間になったところに、人をどうにかして集めたいというこの思いをここの基本理念では表現したつもりであります。

そこで、今は、もう計画上はなくなっていますけれども、旧中心市街地活性化法の中で、駅と市役所、これを2つの核として末広町中央通りを東西軸、そして駅と魚菜市場を核として南北軸という当時の設定をいたしました。宮古の市街地は今もそういう状況と基本的に変わっておりません。

したがって、確かに駅方向にもまた核としての機能が高まるわけですが、この跡地にも何らかの核となるような場がなければ、中心市街地の中で人の往来というのが生まれないという基本的な考え方のもとに、やはりこの拠点性は、今まで皆さんおっしゃっていただいたとおり、拠点としての機能は非常に高い。ですから、先ほど市長が説明したとおり、議会のご意見等も踏まえて、年度内ではなく28年度に持ち越しても、そこら辺はお互いに議論しながらやっていきたいという思いでありますので、あくまで一つのたたき台というふうに考えていただいてご提言をいただきたいというふうに思います。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 先ほど来山崎部長のお言葉を返すようでありますけれども、もちろん建物を壊せば空地が生まれる。だからそこに人が集まる。それはちょっと乱暴な議論でありまして、その広場に集まるのは、戦後であれば浮浪者が集まった時期ありますけれども、そうじゃないんですよ。人が集まるのは商業施設なんです。オガールプラザも成功の秘訣はそうですよ。もっと言えば、東京都内においては、庁舎の下にテナント入れて、建設費を浮かしているところもあるんですよ。そういう知恵が私は必要だと思いますので、それもいずれ議会のほうの中で議論させていただいて、私もいろいろ提案させていただきたい。

以上です。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） きょうの基本構想（案）の関係で、まず最初に質問をさせていただきたいというふうに思います。

16ページに、第4章、整備に向けた諸課題というところの（1）に配慮すべき事項、そして、市民ニーズへの対応というところがございます。

その2行目に、潜在的なニーズを把握するために、市民や関係団体に対して聞き取り調査などを実施をす

る必要がある、こう書いてあるわけですが、いわばこの言っている関係団体というのはどこを指すのかという質問であります。

実は、総務常任委員会のほうでは、これまで、ここの跡地活用を含めて商工会議所とも議論・意見の交換をさせていただいたという経過があります。ただし、それはお集まりいただきましたけれども、商工会議所としてのまとまった意見という形は現在ないわけですので、それぞれ来ていただいた方々の個人的な意見という前提での意見交換ということでありました。

さまざまその意見交換の中ではご意見をいただきましたし、中央通り商店街等のほうからも、先ほど来からいろいろ議論が出ておりますけれども、実は道の駅みたいなものという意見書も総務常任委員会の中でいただいております。

いずれにしても、さまざま先ほど来から議論が出されておりますけれども、この跡地利用も含めて、市長も過般の理事会の中では、商業的施設等の意見もあると、こういう答弁も出されております。

どういう形の整備が可能か、これから具体的に議会、あるいは、さらに市民との意見等々を含めて検討されていくんだというふうに思いますが、私は改めて、ここの関係団体というところを、どういうふうに想定をして聞き取りをしていくという考えを持っているのかということについて、まずお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） 市民ニーズを把握するためということで、関係団体ということを一言で表現をさせていただいておりますが、現在、私のほうでヒアリングできていない層がたくさんございまして、ご指摘のその商工団体であるとか、経済団体であるとか、そういう方々もその一つでございます。

それら、基本方針でもお示ししてございます、共に創り出して、共に使っていく方々、お客さんとなる方々、それから事業を展開する方々、両方の方からニーズを聴取していかなければならないのではないかなというふうに考えてございます。

市民アンケートの回答例も若干抜き書きしてございますが、多様なニーズが寄せられているところでございます。これが全てとは申しません。

それから、自由記述でさまざまなご意見も頂戴してございますので、できるだけ広い層から意見を聴取してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） そこで、いわばきょうは基本構想（案）という形で素案、たたき台という形で考えが示されました。

先ほども議会としてこの基本構想について、さまざまどう意見の取りまとめをしていくのかということについてもお話が出されているわけですが、いわばここで、今、多田課長のほうからは、そういう幅広い経済団体も含めた団体との聞き取り、あるいは意見等の拾い出しをしながら進めていく。つまり、今後の基本計画あるいはそういったものに、こういった団体の意見がどのように反映をされていけるかということも出てくるわけですね。つまり、きょうお示しをされている部分で言うと、議会の思いというのは、基本構想で一定の方向性が確認をされたとすれば、それを前提に基本計画の作業に入っていくんでしょう。一定程度固まったものになってしまうのではないかと、そういう意見が大勢だというふうに思うんですね。

ですから、私は議長にも後でぜひ取り扱いをお諮りしていただきたいと思う。つまり、議会とすれば、どこま

でこの基本構想（案）に対する意見に入っていくのかという範疇の問題もあるというふうに思う。ですから、どういう形の中で意見を取りまとめをしていくのか。それを、いわば当局のほうにきちっとやって、つまり基本計画の作業に入る場合に、どこまで議会としての意見が反映されていくのかという、ここの部分だと思うんですね。

ですから、そこも含めて私は先ほどお聞きをしたのは、関係団体の聞き取り、こういう作業が現実的には基本計画に入っていくときに、どういう形でこういったものが、意見あるいは聞き取り等が反映をされていくのか。それは実施計画という形になるのか、基本計画の中でもそういったものが、いわば並行して進められていくことになるんだと思いますけれども、やっぱりそこがなかなか見えてこないとすれば、やっぱりいろんな、何と言いますか、合意形成含めてですよ、一方で作業は進んでいる、その中で、今言ったいろんな関係団体、市民とも行われていく、だとすれば、そういった意見とか聞き取りが、具体的にどの段階でどういう作業に生かされているのかということも、やっぱりしっかり説明をしていかなければいろんな問題点が出てくるのではないかと、そういう点でお聞きをいたしました。

改めてお伺いしますが、こういった聞き取り等も含めて、基本計画等の絡みの中でどう生かされていくのか、今後の作業を含めてお考えをお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） 私としては、基本計画の作業に移りながらそういう課題を整理していきたいというふうに考えてございまして、今回の構想では、一つに出させていただいたのは、建物解体の方針でございまして。それから、あと、その跡地を整備するに当たってどういう視点で取り組むのか、それからどういうものに配慮しながら進めるのかという考え方を示させていただいたというふうに考えてございます。

○議長（前川昌登君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） なければ、これで終わりますけれども、議会としての取り組みについては、議運等で話し合いながら、常任委員会にするのか、特別委員会にするのか、その方向で取りまとめていきたいというふうに思いますので、皆さんからいろいろご提言をいただきたいと思います。

〔「議長のリーダーシップを……」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 私はリーダー性がないので、皆さんでカバーしていただければと、よろしく願いをしたいと思います。

説明員の入れかえを行います。



説明事項（２） 宮古市復興交付金事業計画について

○議長（前川昌登君） それでは、説明事項（２）宮古市復興交付金事業計画についてを説明願います。

山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） それでは、第14回復興交付金事業計画についてご説明いたします。

この計画につきましては、去る1月21日に復興庁に申請をいたしまして、現在、2月29日の公式発表に向け、復興庁内で最終調整を行っているところでございます。

それで、本日はその概要についてご説明させていただきたいと思います。

この14回申請は、平成27年度、平成28年度、2カ年にわたる事業費でございます。5つの事業について追加事

業費を申請しております。今のところ、申請どおり10億419万3,000円が認められる見込みとなっております。

申請内容等の詳細につきましては、復興推進課長から説明をさせていただきます。

○議長（前川昌登君） 多田復興推進課長。

○復興推進課長（多田 康君） それでは、引き続き、私のほうからご説明を申し上げたいと思います。

表紙をめくっていただきまして、A3の横長の資料でございます。都度都度説明をしてございますので、いつもの説明内容というか表でございますが、表が2つに分かれてございまして、上の表でございます。

これまでの復興交付金の交付経過についてまとめた表でございます。第1回から現在第14回までということで、交付額、交付対象事業費を記載しているところでございます。

一番右のほうの合計欄をごらんいただきます。

14回申請を含めた交付金額ということでございますが、事業費ベースで789億930万4,000円というふうになってございます。

それから、下のほう、復興交付金事業計画状況とした表でございますが、この14回申請を踏まえた宮古市の復興交付金事業計画の全体の状況でございます。

これも一番下の網掛けの欄を追ってごらんいただきます。

まず、(A)の欄、交付金事業計画全体事業費と書かれた一番下の欄でございますが、全体事業費としては867億783万9,000円となっているところでございます。それから、右にごらんいただきます。

(B)の欄でございますが、14回分の申請額ということになってございます。先ほど部長のほうから申し上げたとおり10億419万3,000円となっております。

それから、また右にまいります。(C)の欄でございます。第14回分までの合計額でございますが、交付対象事業費で、先ほどの789億という数字が入ってございます。

それからまた右に進んでいただいて、(D)欄でございます。復興交付金の1月末の状況をまとめた表でございますが、④でございますが、執行済事業費としては438億4,079万1,000円となっております。⑤が未執行の事業費として、執行をまだしてございません金額をまとめてございますが、333億5,469万4,000円となっております。それから、右にまたまいります、⑥、事業完了で執行残となる見込みの額でございます。17億1,381万9,000円となっております。備考欄にいきますと、現在の復興交付金の事業数を書いてございます。事業数としては100、継続中の事業が63、完了または廃止が37事業というふうな概況となっております。

個別の事業を見ていただきますので、1枚めくっていただいて、2ページ目ということになります。

事業ごとにまとめた表でございますが、省庁別に集計をとっている表でございますが、2ページ目の真ん中辺に国土交通省計となっておりますが、その4つ下、国土交通省の4番目でございます。

道路整備に係る平成28年度の追加事業費ということで、(仮称)新田平乙部線道路整備事業ということで8,000万円を追加しているところでございます。

それから、1ページまたおめくりいただきます。

3ページ目でございます。一番左の番号で見いただきますが、22番でございます。22番、災害公営住宅家賃低廉化事業でございます。6億5,805万5,000円の追加となっております。これは、災害公営住宅入居者の家賃軽減の事業でございますが、平成27年、28年度に必要となる事業費を申請しているところでございます。

その下でございます。23番目でございますが、こちらも同じく東日本大震災特別家賃低減事業ということで、同じく災害公営住宅の家賃低廉化に関する事業でございますが、こちらは低所得者に対する事業ということに

なりまして8,131万2,000円の追加となっております。こちら27年度、28年度の事業費ということで申請をしているところでございます。

それから、若干下に下がっていただきまして、29番目でございます。法の脇地区津波浸水防護施設整備事業ということで、1億4,140万の追加をしているところでございます。これは、法の脇地区の線路かさ上げ、それから津波浸水防護施設の整備事業ということで、28年度の事業費、工事費について申請をしているものでございます。

それから、5番目の事業でございます。

もう一ページめくっていただきまして、4ページ目でございます。下から4行目でございますが、環境省の中の1番、浄化槽整備事業（市町村設置型）となっている事業でございますが、4,342万6,000円の追加としてございます。こちらは、平成27年度の実績にあわせた事業費の追加分の配分、それから平成28年度、当面必要となる事業費ということで4,000万円ほど追加申請をさせていただいておるところでございます。

以上、5事業が第14回申請の概要ということになります。

今のところの情報ですと、申請どおり配分いただけるということで情報はいただいております。今後、その補正予算、それから新年度予算でこれの予算対応をしてみたいというふうに考えさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

説明は以上でございます。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。この件について、何か質問があれば挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） ないようでございますので、これで終わります。

説明員の入れかえを行います。

説明事項（３） 宮古市公共施設再配置計画（実施計画）案について

○議長（前川昌登君） それでは、説明事項の（３）宮古市公共施設再配置計画（実施計画）案についてを説明願います。

山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） それでは、宮古市公共施設再配置計画の実施計画案について説明をさせていただきます。

この件につきましては、昨年の11月24日、素案という形で議会に説明させていただきました。そして、その後、各常任委員会でさまざまご検討いただきまして、1月18日にそれぞれの常任委員会から素案に関してのご意見をいただいております。その後、2月に公共施設あり方検討委員会、あるいは地域協議会等に再度ご意見をいただきまして、これらを踏まえて、今回実施計画案ということでまとめたものでございます。

本日は、ボリュームもありますので、11月24日のこの素案の段階で説明したものから変更した部分を中心に説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、説明は企画課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（前川昌登君） 伊藤企画課長。

○企画課長（伊藤孝雄君） それでは、説明させていただきます。

失礼ながら、座って説明させていただきます。

まず、実施計画ということでございますけれども、まず1ページをごらんいただきたいと思います。

全体編になります。

1ページには、背景と目的を記載してございます。

2ページのほうには、計画の位置づけということで、これは基本計画のとおりでございます。

3ページに、計画期間を掲載しておりますけれども、平成28年度から平成67年度までの40年間の計画でございます。

その下に箱囲みで書いてありますけれども、第1期については28年度から10年間、第2期については38年度から10年間、それから第3期については48年度から20年間という計画期間となっております。

4ページの対象施設でございます。

対象施設については、543の公共建築物としているところでございます。

次、10ページをお開きいただきたいと思います。

用語の定義のところでございます。用語の定義、10ページですけれども、これにつきましては、基本計画のときには1から9までの記載でございましたけれども、今回、10番の修繕から13番の長寿命化まで新たに加えたものでございます。

次に、13ページになります。

13ページに、宮古市人口ビジョンにおける人口の将来展望について入れております。

これにつきましては、この数値をもとに、公営住宅あるいは学校などの建てかえ時の面積を考慮しているものでございます。

次に、23ページをお開きいただきたいと思います。

23ページには、削減の基本目標を掲げております。今後40年間の公共施設の更新費用の49%、1年当たり22.5億円削減すると。これは基本計画のとおりでございます。

次に、37ページをお開きいただきたいと思います。

37ページでございますけれども、下のほうに、将来更新費用の削減効果の試算結果一覧という表を載せてございます。このうちのA-2、長寿命化のところですが、これはサービス再検討となった施設を継続した場合の試算でございますけれども、下のほうにいきまして、更新費用としては7.2億円の不足となっておりますけれども、②の欄で維持管理費等の削減費用を勘案しますと5億円の不足、さらに、③の土地の売却収入を充当するということになりますと4.6億円の不足という試算でございます。

B-2（長寿命化）の欄になりますけれども、これはサービス再検討の施設を廃止した場合の試算でございますけれども、①の将来更新費用は4.2億円の不足、維持管理費の削減の分を充当した場合で1.6億円の不足、それから、さらに土地を売却した場合の収入を充当した場合で0.8億円、8,000万円の不足ということになります。これは前回お示したときは、0.9億円ということでお示しておりましたが、精査等により数字が若干動いてございます。

次に、40ページをお開きいただきたいと思います。

40ページです。計画実施後の延べ床面積という表・グラフを掲げております。一番右下のグラフをごらんいただきたいと思います。

一番下のグラフが市全体というふうになっております。この地域、現状のままですと1人当たりの床面積が8.06㎡ということになりますけれども、A-2の試算でございますと6.1、それからB-2でいきますと5.0と

ということになります。これは、赤のラインが全国平均の3.7㎡ですね、1人当たり。それから、ブルーの縦のラインは、6万人規模の自治体平均、これは1人当たり4.3㎡ということになっておりますので、この計画によって、できるだけ全国平均等に近づけていきたいというものでございます。

次に、43ページをお開きいただきたいと思います。

43ページのところに公共施設再配置の推進ということでございまして、質の向上についても取り組むということで記載しております。

次に、45ページをお開きいただきたいと思います。

45ページには、この計画の推進体制について記載してございます。

本計画の推進に当たりましては、各所管部署が主体となって各施設の具体的な展開の実現に向けて行動すると。また、庁内で横断的な情報共有を図るとともに、市民との合意形成、それから計画全体の進捗管理などを実施する、そういったマネジメントの体制を整備していくということで推進していきたいというふうに思っております。

また、その下、6-3に市民との情報共有・合意形成となっておりますけれども、各地域協議会への説明の場でもそれぞれ、特に集会施設等の計画推進に当たっては、よく地元と意見交換をしてやってほしいという意見もいただいておりますので、そういった協議を図りながら推進していきたいということを記載しているものでございます。

47ページ以降は、個別編の記載となっております。

49ページをお開きいただきたいと思います。

49ページに、集会施設の再配置の考え方というものを掲げております。

地域への集会施設等の移管に当たりましては、経費負担、利用者の負担の観点、それから市民協働の観点、それから設置者が負担すべきもの、こういう3つの観点からあり方を検討して、それぞれ地域と話し合いをしていきたいということをここに掲げております。

次に、それぞれ個々の施設の変更点についてご説明いたします。

66ページをお開きいただきたいと思います。

66ページですけれども、199番の田代地区野外活動センターの欄の一番右になりますけれども、ここに説明の欄、一番右の説明の欄ですが、計画的に改修等を行い建物を維持しますというふうに書いております。他の施設も含めて、建物維持の場合はこのような、前回、計画的に建物の改修・建てかえを実施しますという表現だったんですけれども、今回、計画的に改修等を行い建物を維持しますというような表現に統一させていただいております。

次に、67ページになります。

67ページの下の方になりますけれども、220番、早池峰山荘、これは、前回はサービス、それから建物についても維持という形にしておりました。それから、その下の221番、横沢冷泉静峰苑については、サービスは移管、それから建物処分は①というふうにしていたところでございますけれども、地域の意見等も考慮しまして、ここは218番、バンガロー村とセットで、全部統一的にバンガロー村の表記と同じに統一させていただきました。今後、サービスのあり方、建物について、それぞれ検討していくという表現に変えさせていただいたところでございます。

次に、75ページをお開きいただきたいと思います。

75ページの一番下の欄になりますけれども、295、小国小学校のところでございます。ここについては、この説明の欄ですけれども、説明の欄に、交流拠点施設への転用について検討中という表記をさせていただいているところでございます。

次に、94ページをお開きいただきたいと思います。

94ページに教員住宅のところがございますけれども、地域協議会のほうからも、ある程度地元先生がいてほしい場合もあるというような意見もありました。そこで、467番、川井小学校教員住宅、それから472番の川井中の教員住宅につきましては、これはサービス維持、建物維持ということで変更させていただいております。

472番の川井中学校教員住宅のところのサービスのところの説明に、注釈で門馬小学校の教員住宅分を含むというような形で記載してございます。

あと101ページ以下につきましては、それぞれ二次評価の結果を施設ごとに載せております。

以上が主な変更点等でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。この件について、何か質疑があれば挙手願います。

田中議員。

○26番（田中 尚君） 49ページをちょっとお開きいただきたいと思います。ここに集会施設の再配置の考え方が示されてございますけれども、ちょっとよくわからないなという部分が、一番下の行の部分です。空き家や空き店舗など集会施設として有効活用する場合の支援策についても検討を進めます。一方においては、今ある既存の集会施設を、いわば整理していきましようという中で、そういう空き家や空き店舗を集会所として使用する場合には、これはある意味、集会所のコンパクト化を図るという意味でのお考えなのかなと、確認です。

○議長（前川昌登君） 伊藤企画課長。

○企画課長（伊藤孝雄君） 今ご指摘のとおりでございまして、まず、集会施設、今ある施設をこのまま維持していくことはなかなか費用的にも困難、あるいは利用状況からいってもどうなのかという観点もありますので、物によっては、例えば空き家等で地域の方々が使えるようなものもあることも想定されます。そういった場合は、今回のまち・ひと・しごとの戦略の中で、例えばそういったものに対する支援というものも考えていきながら、トータルでやっていければいいなということでこういう表記をさせていただいております。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） 各常任委員会から借地の解消という部分が出ていましたので、そこを若干補足説明をさせていただきたいと思います。

現状の543施設の中で、借地が約57万8,000㎡ございます。これを、計画を実施いたしますと約15万2,000㎡に減るということで、今回のこの公共施設の再配置計画によって、40年後の話ではございますが、こういった形で借地の解消もなされるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 1点だけ。23ページ、将来更新費用の削減目標、先ほど課長から、ここは読み上げて説明あったんですが、今後40年間公共施設の更新費用を49%、22.5億円、年削減すると。その設定の考え方ところに、平成31年ですから、あと丸々3年後、普通建設事業費の見込みが年25億7,000万で、インフラを除くと16億2,000万だと。要するに、年16億2,000万で今後の宮古市の持っている公共施設の維持管理を考えなければならない。ここの中に、この16億2,000万が今後の財政負担可能額の見込みだという、非常にここは一つのキーポイントになる数字だと思います。これは別の意味で言えば、現時点での財政計画から見て年16億円ぐらいし

か公共施設の維持のためにはかけられませんという意味です。

そこで、そういうことを前提に、37ページ、ここも課長が、立ち至ってちょっと説明したわけですが、表5-4、将来更新費用の削減効果の試算結果、説明があったのは、私もこのB-2です。一番左は現状のままだし、B-2が上の囲みの中に、サービス再検討を廃止する場合アンド今後も継続する施設を長寿命化した場合と。これでいきますと、先ほど説明があったように、将来的なこういう更新費用がかかる、4億2,000万足りませんと。そして、真ん中の段に行って、詳しいことは省略して、1億6,000万これでもまだ足りない。土地を売却したのを収入に充当したとして0.8億ですから、8,000万足りないと。これはなかなかすさまじい見込みだなと思って私は見ております。

そして、最後、40ページをちょっと見てください。

40ページ、ここも課長が説明したところですが、図の5-5、結局、B-2で行った場合に、右のほうの表ですね。端的に言えば、旧田老・旧新里・旧川井は、現存する公共施設のほぼ半分なくすると。その詳細な内訳はあと別のページにずっと展開しているわけですが、それとのかかわりで旧宮古市内を見ると、現存する公共施設をB-2でやったとしても、半分なんか減りませんね。

つまり、合併して旧田老・旧新里・旧川井は、今持っている公共施設のほぼ半分がなくなるという試算を出しているという、これは聞きようによっては大変なことだなと。それだけ財政のかかる問題だということがここでわかるんですが。

質問、37ページに戻っていただいて、関係する建物を乗っけている土地を売却して、それを収入に充てたとしても、年間8,000万足りませんと。これはどうするんですか、基本的な考え方。

○議長（前川昌登君） 伊藤企画課長。

○企画課長（伊藤孝雄君） 今、落合議員さんお話しのとおり、これは一つの財政見通しの仮定の中で数字でシミュレーションしているものでございます。

確かに8,000万足りなくなるというこの試算でございますけれども、この計画自体が40年という長いスパンの計画でございます。そういった中で、当然状況の変化も出てくるとは思いますし、また、その財政事情もそうですけれども、個々の建物自体もそれぞれ状況は変わってくると思います。

そういった中で、例えば、市の財政の中でほかの部分で少し我慢する部分とか、あるいは有利な財源等を他の事業に入れてくるとか、そういう経営努力が必要になってきますという形での数字に捉えているところでございます。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 今、課長が最後に言った、その我慢するところは我慢すると。それから、公共施設の維持に関する有利な財政メニューがあるのであれば、そういうこともさらに検討していくという、そういうことかなと思って聞いているんですが、その前提になるのが、だから私言ったんですが、平成31年といたら3年後の話ですよ。3年後の財政見通しによる公共投資のうち、インフラを除いたこの公共施設に関する手当てでできる金が16億2,000万円だと仮定すればということで、ぜひ今後議会としても、一方では、市庁舎を移転する、保健センターをつくる、交流施設をつくる、この前説明あったように合併特例債の借金返還と維持費だけで合わせて1億6,000万かかると、こういうのはここには入っていないわけですよ。そういうことも加味して、この公共施設再配置というのが財政運営上でも本当に耐え得るものなのかどうなのか。それから、もう一つは、あえて旧田老・新里・川井と言ったんですが、一般論で言えば、持っている公共施設、中身を見れば、一刀両断で物を

言ってはだめだというのは、気をつけなければもちろんないですが、今あるのを半分近くなくしていくということを踏まえた議論を、ぜひこれは議会としても、どこが中心になってやるのかといえば、多分総務なのかなどは思うんですが、一回各常任委員会でもたたき台についての議論はしているんですが、これはぜひ一度所管の部分に限定をしないで、所管の常任委員会で議論するというのを前提にした上で、タイミングを見て、全体でもきちっと議論するように、ぜひ議長におかれましては進めてほしいというふうに思います。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） 集会施設の、さっき田中議員が質問した部分に関連してなんですが、市民にとって一番地域的に、100%そうだとは言い切れないんですが、結構身近な施設ですね、集会施設、自治会館とか、地区センターとか。これが、民間というか地域に移管するということですが、これは個別の了解、100%取りつけてから一気にやるんですか、それとも、五月雨式にやるんですか。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） 地域集会施設については、指定管理しているものもあります。なかなか地域との合意という観点からいうと、五月雨式に一気にというふうにはやっぱりいきづらいのかなというふうには思っています。

ただ、それぞれ産業振興部で所管しているものもありますし、そういった部分もありますので、それらをどういうふうに進めるかというのは、また庁内の中でも繊細な進め方に対しての議論は必要だというふうには思っていますけれども、五月雨式に一気にやるということは、現時点では考えておりません。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） 私が五月雨式というのは、部長の言っている意味とはちょっと違うと思うんですね。もう判こ押したところから、オーケーが取れたのから順次やっていくんですか、それとも全体を引いている100%確認とれてオーケーがとれた、それからやるんですか、スタートラインは同じですかということ。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） すみません、失礼しました。確認がとれたところからというふうに思っていますが、まず、指定管理の期限が終わるその1年ぐらい前あたりからをめぐりに地域と所管する課が議論していただく、そういう形でやっていこうかなと。

集会施設の地域移管については、地域協議会でも皆さんいろいろご意見はありましたが、方向性とすればやむを得ないのかなというような感じではいただいております。

そこで、49ページに、経費負担について、あくまで地域に運営していただいても建物は市が持っていますので、市が持っている間は市が負担しなければならないものもある。あるいは、例えばこの利用者負担というのは、考えれば光熱水費、そういったものですので、だから、そこら辺のどういうふうにしていくかというのはまだ進めておりません。

それから、一方、今時点で私が考えているのは、逆に地域独自で今やっている施設というのもそれなりにございます。公平性の観点からいけば、逆にそちらのほうには、今まで市は全く支援をしていないわけですので、そこも逆にほかの地区と同じようにお金を出していくということも考えられるのではないかというふうに思っております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） このことについては、機会を捉えてずっと私も指摘をしてきて、もっと所管所管だけで

はなくて、全庁的に集会施設、名称にこだわらずどうするのか、これは設置基準も含めてやっぱりしっかりと示すべきだという指摘をさせていただいて、今回はこの再配置という中でどうするかということもあるんでしょうけれども、一つは、実質的に集会施設なんですけれども、やはり地区センターと称するもの、それから公民館と称するもの、それからさまざま何とか振興センターとかそういった部分、これはやっぱりどうするのか、設置ですよ。この中では、例えば、廃止するという前提のものは別にしても、継続していくということになれば、事実上、その地域の方々というのは、集会という部分では負担はなくなるということなんですから、サービスを継続するというのであれば。

だから、公民館とか地区センターであれば、学区単位で1カ所だとか何か一つの基準を設けていますけれども、やはりそれでいいのかという部分ですね。そこをもっと私はしっかりと、じゃ、今までの分もどうだったのかな、過去の分はどうかという部分も当然あるんですよ。だから、そこをしっかりともうちょっと全庁的に統一していただきたい。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） 4年かけてこの実施計画まで来たわけでございまして、決してこの計画はつくることを目的としてやっているものではありません。4年間かけて、市民の皆さんにも議員の皆さんにも、将来的に公共施設がこれだけあって、それを維持できるかどうかという一つの問題提起としてシミュレーションをさせていただいて、来年度からがスタートだというふうに思っております。

したがって、集会施設の移管方法、その他についても、また一定の方向を庁内で検討して、主幹課を決めるのか、それとも所管ごとにやっていくのかさまざまな方式あると思います。ただ、企画だけで全ての543の施設を、これをやっていけるというものでもございません。そういったところも含めて、実施方法については再度、また、案等が固まり次第、議会のほうにもお諮りしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） はい、わかりました。

それから、ちょっと細かいところになるのかもしれませんが、ページのほうは示せないんですけれども、省エネルギーというかコスト、維持管理をどうするか。要するに削減という部分ですね、努力目標なんだかどうか分かりませんが、私は、かつて伊藤議員も外灯についてLED化、これを先行してやったらどうか。全体を一気にやって、そして削減効果というものを還元するという部分でどうかということなんですが、やはりLED化は、これは盛岡市が始めていますね、もう28年度からやるということです。

ですから、そういったものをやっぱり合わせわざで、どっちかというとか、何かなくするとか、廃止するという話だけでも、いわゆるコストという部分ですね、ランニングコスト、これをちゃんとチェックして、そしてこれはもう早くやる必要が私あるんじゃないかというふうに思っていますが、そこはどうなんですか。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） いずれ、今回で、いわゆる箱物と称するものの方向性示しました。28年度に財政課で公共施設等総合管理計画、いわゆる全てのインフラ、道路、公共下水道、上下水道、橋梁といったものに関して全てつくるということになっておりますので、街灯等に関しては、そちらのほうの部分になるかと思います。

ただ、今回の43ページに、いわゆる公共施設再配置の推進の中で、省エネルギー化の推進、ユニバーサルデザイン対応、そういった部分も43ページの中で書かせていただきました。公共施設等の総合管理計画でも、この

部分は基本的になっていくと思いますので、そういう方向で庁内でもまとめていきたいというふうに思います。

○議長（前川昌登君） 藤原議員。

○25番（藤原光昭君） 今、それぞれ皆さんから質問があって、当局の答弁、それぞれ理解するのは理解するんですが、一つ、地区会館も集会施設も、ちょっと認識についてお話ししたいなと、このように思うわけで、それは、61ページの林業活力センターと、こういう部分なんです。ここに二次審査も終わった中で、最終的に建物処分すると、こういう書き物があるわけでして、このことについて、若干検討を図っていただきたいなという思いからして申すわけですが、先ほど来、地域協議会でもそれぞれ地域といろいろ協議をして進めてほしい、こういうことも話されたと言っていました。また、今、部長も、それぞれ、即こういうふうにするものでもない、1年ぐらい前から協議をして、それなりのコンセンサスを図って進めていくということは、それは了解しました。

何を言いたいかと、こういうことなんです。この林業活力センターは、ほかのセンターと一つ違うと、こういうことをお話をしたいわけです。

それは、この林業活力センターというのは、地域との設置に至った部分についてですが、これは和井内、刈屋からちょうど中間に位置するわけでして、公共施設という観点でここに設置されております。

これは、隣接している消防分団があるわけですが、ほかの消防センターとはひとつ違う。車庫的な要素だけの消防センターになっています。集会施設を兼ね合わせたほかの消防センターとは違う中で、この林業活力センターを消防と一緒に共有をし、そしてこれを活用するという意味合いから、消防屯所だけの機能にして、この活力センターを消防団とともに消防センターと同じような活用をするんだと、こういう合意の中で、当時設置した経緯があります。

現在も、それらの地域のいろいろ子供の行事とか、保健の行事等々、公共施設がそこしかないわけでして、それを大いに今現在も活用しているという実態でございます。ほかのほうの地域のセンターとは意味合いが違うということでもあります。

個々に地域に移管、本当に地域だけで活用しているという意味合いがありますが、これとは別に地域の集会所はございます。それは、市の施設ではございませんで、昔から持っている集会施設でございます。

この活力センターは、そこの地域だけでなく、広く公共的な要素があると同時に、消防の屯所も兼ね合わせた施設であるという、そういう意味合いで、当時の新里村時代に屯所は車庫的でいいという建物になっているはず。その兼ね合いがある関係上、これは処分とかそういうものでなくて、新たにこれは建てかえの時期もあるかと思いますが、検討の一つにして、そういう意味合いがあるということも含めてこれを市が維持をしていくという物の考え方でいってほしいと、このように思って今発言をさせていただいております。

以上。

○議長（前川昌登君） 伊藤企画課長。

○企画課長（伊藤孝雄君） ご意見を頂戴いたしました。

それぞれご指摘のとおり、個々の施設については個々の事情があるというのは、そのとおりだと思います。

一つ、参考までに申し上げたいと思うんですが、一方で、この分団の屯所につきましては、小規模なものについても一定程度の面積を確保して、分団の機能は維持していこうというような考え方も逆にございます。

そういったことも勘案しながら、それぞれの施設ごとに、利用者の皆様、あるいは地域の皆様と相談しながら、そして、所管の常任委員会にも相談しながら、個々の施設の対応についてはそれぞれやっていきたいというふうに思っております。

○議長（前川昌登君） なければ、この件はこれで終わりたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 協議事項まだありますので、昼食にしますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） では、昼食のため暫時休憩します。

午後 12 時 00 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（前川昌登君） そろったようですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

○

協議事項（１） 宮古市暴力団排除条例について

○議長（前川昌登君） 協議事項の（１）宮古市暴力団排除条例についてですが、この件につきましては、教育民生常任委員会より開催の申し出があったものでありますので、委員会での経過等につきまして、坂本委員長より説明をお願いします。

坂本教育民生常任委員長。

○17番（坂本悦夫君） それでは、教育民生常任委員会のほうから、この宮古市暴力団排除条例について、2月22日の委員会において審査いたしました。

委員会では、この条例に対しての反対意見はありませんでしたが、委員会委員からは、議員発議の条例であり、委員会以外にもいろんな議論をし、議員間の合意形成を図るべきではないかという意見がありました。

委員会の判断として、22日の委員会では結論を出さず、本日、この全員協議会の皆さんの意見をもう一度伺って、改めて委員会で結論を出したいというふうに考えたところでございますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。この件について何かご意見がありますか。

松本議員。

○22番（松本尚美君） 意見というよりも、ちょっと確認というか、この条例の内容についてちょっと確認をしたいんですが、それはいいですか。

○議長（前川昌登君） はい、どうぞ。

○22番（松本尚美君） 委員長が答えるんですか。

〔「提出者」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 提出者が答える。松本議員、もう一度お願いします。

○22番（松本尚美君） この条例の内容、条文について、私は勉強不足なものですから、確認をしたいと思います。教えていただきたいということでございます。それをやりとりをしたいんですが、委員長に対してでしょうかということです。

○議長（前川昌登君） 委員長は提出者と言っていますので、提出者の方をお願いをしたいと思います。

鳥居さん、いいですか。内容が。

○22番（松本尚美君） いいですか、お尋ねします。

まず、この目的の第1条の中に、市民の社会経済活動の健全な発展に寄与するということを目的にするということです。

この健全はわかるんですけども、この発展というのが加わっているということは、この条例をつくることによって経済が発展するということで理解するんですか。何か根拠はありますか。

○議長（前川昌登君） 鳥居議員。

○6番（鳥居 晋君） 安全にスムーズに物事が動けば経済は発展するんじゃないですか。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） ちょっと抽象的でわかりづらい。

いや、むしろ私は、もうストレートで、健全に寄与するというのが非常にストレートだと思うんですね、いわゆる安全というか。発展ということになれば、この条例の中から経済を発展させる何かプラスアルファの根拠があるのかなというのが疑問だったので、今。

○議長（前川昌登君） あ、それまで……

○22番（松本尚美君） いやいや、これは大事なことです。

○議長（前川昌登君） 暴力団ということで、社会情勢が思わしくなくなれば……

○22番（松本尚美君） いや、私は聞かれても説明できないから……

○議長（前川昌登君） こういうことになれば、やはり市の経済にもマイナスになるという意味でのことだと思いますので、余り深く掘り下げないで。

○22番（松本尚美君） 聞かれても説明できないので、説明できるように知識を、情報を共有させていただきたいと。

今の提案者の鳥居議員の、それをストレートに私は理解できないし、伝えられないです。

では、次に、3条なんですけれども、この暴力団が市民生活及び事業活動に不当な影響を与えるもの、これは確かにそのとおりですから、しかし、暴力団を恐れないことというのが入っていますね。

普通の一般市民、私も含めてかもしれませんが、やっぱり暴力団と対抗するには、よほど何かセーフティネットと言いますか、がなければ、このことを市民に知らしめて、本当に恐れないで闘えということになれば、やっぱりそのバックアップ体制と言いますか、そこをどうするのか。

これは、一つには、ほかの自治体なんかどうか分かりませんが、いただいた資料のほかの資料、暴力団排除条例の施行状況等の2ページに書いてあるんですけども、通報報告制度を順次設けているということがありますね。

この条例をつくって、宮古市では、これも制度化をするという考え方があるんでしょうか、流れとして、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（前川昌登君） 茂市議員。

○24番（茂市敏之君） 提案者じゃないですが、賛成者の一人として、今にご答弁申し上げたいと思いますが、制度化するかどうかは、これはまだ市のほうとはそこまで話し合っておりませんが、市としても今年度中に策定したいということが、鳥居議員は去年の4月からこの条例をつくるのかかわって努力してきたわけですが、一通りできた段階で市役所に話をしましたら、市役所でも、この排除条例をつくるということで検討を始めようとしている段階でございましたので、市の生活課、総務課とも綿密に連絡を取り合ったりして鳥居議員がつくり上げたものでございますので、それ以上の詳しいことは、市のほうで今度やるかどうかは、それは市の判断になろうかと、私はそのように思います。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） とりあえずつくればいいんだという話。以前に、私はちょっと理解はする、条例のこの文章というか内容を理解するので、今伺っているんですね。ですから、やはりそういったものを前段で協議するなり段取りするなり、また、警察等も含めて連携をする、そのためには条例が必要だということも先般何か委員会で、佐藤課長でしたかがお話しになっていましたね。ですから、そこを想定しているのかどうかということを確認したかったのですね。

この第5条にもありますが、市が実施する暴力団の排除に関する施策ということですね。市が実施する暴力団の施策と入っていますから、どういうことを想定しているのかも含めて、やっぱりできれば説明していただければありがたいなというふうに思うんですが、何か聞くなという雰囲気のお話なんだけれども。

〔「それは市から」と呼ぶ者あり〕

○22番（松本尚美君） いや、市から、これは提案者に今は聞いているんですよ。これ、市で聞くなら、申しわけないですけども、市が提案していることが筋なんですから、違うんですか。私が何か悪い雰囲気になっているんだけども。

〔「悪くない、悪くない」と呼ぶ者あり〕

○22番（松本尚美君） やっぱりここをしっかりと、私らも賛成ということになれば、当然これを理解して賛成ということですから、理解できないままに、反対とは言いませんけれども、要するに何でもいから、とりあえず賛成せいという話ですか。

○議長（前川昌登君） 茂市議員。

○24番（茂市敏之君） 一通り鳥居議員が話ししてから言おうと思いましたが、私たち会派では、今月の10日ごろでございましたが、宮古警察署を会派で訪問いたしまして、刑事課長、それから刑事係長と暴力団の実態、それから条例がなぜ必要かということについてお話をお伺いしてまいりました。

これは去年の4月だったか5月だったかにも一回行っておりますし、それでも鳥居議員は何回かお邪魔して話を聞いているわけですが、この間の分については箇条書きにしておきましたので、一通り読んで皆さんのご理解をいただきたいと、そのように思います。

山口組がですね……

〔発言する者あり〕

○24番（茂市敏之君） 一通りしゃべればわかるから、黙って聞いていて。

山口組が、6代目山口組と神戸山口組に分裂をいたしました。宮古市は6代目山口組が多いそうでございますが、神戸山口組もいるんだそうでございます。双方合わせて暴力団組員は数名及び関係者は10数名が宮古管内にいますのでございまして、どちらも過去に暴力団組織だった者等に対し復活の働きかけをし、増員合戦をしていると。つまり、けんかのもとがふえつつあるということだそうでございます。

27年度においては、宮古管内では、暴力団に直接関係する事件は発生していないが、危険ドラッグ、振り込め詐欺等は数件あったということでございます。

振り込め詐欺等や恐喝は、盛岡・花巻では多発しておりまして、暴力団資金源になっていると考えられるそうでございます。覚醒剤は釜石・盛岡で検挙されているわけですが、大本はやくざと考えられるということだそうでございます。宮古でも覚醒剤は、一昨年、1件検挙しているそうでございますし、大麻の検挙もあるそうでございますが、密漁は今年度はなかったと、そのようにお聞きいたしました。

暴力団は直接かわかることはしないで、息のかかった取り巻き等を働かせて、自分たちはフロント役をして

いるので、なかなか上部まで検挙することが難しいと。入札に絡むこともあるということだそうでございます。これが現状でございます。

条例がなぜ必要かというのを伺いましたわけですが、条例がないと条例違反として暴力団の排除や検挙ができない。市役所のほうでも、条例により対応ができるということでございます。それから、条例があると、宮古市と協定を結ぶことになり、連絡・打ち合わせが密になると。それから、暴力団がブローカーとなり、土地の買い占め等もその契約を条例により切ることができる。それから、法律だけでは縛れないすき間の部分が、条例によりシャットアウトできる。例えば、暴力団の息のかかった工事現場の人夫、運転手等がこれに入るそうでございます。

参考までにお聞きしたんですが、テキ屋といわれる露天商の方々は暴力団には入っていないそうです。ちゃんと暴力団ではございませんという署名・捺印をして警察のほうに提出してあるそうでございます。

先ほどの松本議員からありました市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよという部分は、この部分が条例があることによって市と密接に協定を結ぶことに、打ち合わせを結ぶことができると、密にできるということがここに書いているわけでございますので、それでご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） 茂市議員からは、この暴力団排除条例の必要性ということで、警察とのやりとりをご紹介いただきました。

私は、もう純粹にそういう必要性の是非を云々で聞いていることではなくて、この市が実施する暴力団の排除に関する施策というのは、例えばどういうことを指すのかということを想定しているのかということを聞いているんです。

ですから、警察等に、これがなければ密にできないということは、ちょっとイコールではないような気がするんですよ。

検挙できるできないというのも、この条例がなければ検挙できないというわけでも当然ないとは思われるんです。ですから、宮古市が展開するこの施策というのは、例えばどういうことがほかのところでもやられているのかということをお聞きしているので、ぜひ教えていただきたい。

○議長（前川昌登君） 茂市議員。

○24番（茂市敏之君） これは、他市の条例を比較したり、生活課・総務課と打ち合わせしてつくったのでございまして、今後、この条例に従って、排除に関する施策が市のほうで出てくるかもしれませんが、それはどのようなことを想定するのかと言われても、私たちにちょっと答えようがないと、そのように思います。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） 提出者の方々からいただいた資料を私は見ているんですよ。その中に、通報報告制を、さっきも聞いたんですけども、こういったものを順次整備されているところもあるというふうに聞いているんですね。ですから、こういうことも考えられますとか、何かあれば教えてくださいと言っているだけの話なので。

○24番（茂市敏之君） 今後、宮古市でやるんだもの。

○22番（松本尚美君） 宮古市で。いやいや、条例提案するのは議員発議でやるわけでしょ。その発議する方々がどういうことを想定しているのかと聞かれて答えられないというのは、ちょっと、いや、それは宮古市が考え

ることだという話、これ、条文の中に入っていることで、私はシンプルに聞いているんですよ。

宮古市がやるんでしょという話だけれども、提案する方がこういう文面入れているので、そこを単純に聞いているだけなんですけれども。

○議長（前川昌登君） 鳥居議員。

○6番（鳥居 晋君） 市でやった事業に対してのこの暴力団の介入とか、そういったものに対しての対応ということですか。

〔発言する者多し〕

○議長（前川昌登君） 茂市議員。

○24番（茂市敏之君） 施策の提出に当たっては、何の施策ということを一生懸命松本議員は話されるわけなんですけれども、この附則のほうに、実施に関して必要な事項は別に定めると。これは、条例提案者が定めるわけじゃなくて、これは必要であれば市が定めるわけですので、そこでそういうのが出てくるかもしれないけれども、そこまで私たちは介入する必要はないと思っています。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○22番（松本尚美君） これが、市が市長名で提案をしているのであれば、純粹に私は担当課なり市長なりにこの条例についての内容について質疑するんです、皆さんもしますね。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

○22番（松本尚美君） ですから、議員発議ですから、発議者に今は質問している、これがおかしいという話ではないね。おかしいんですか。

〔「それはおかしいよ」と呼ぶ者あり〕

○22番（松本尚美君） 何でおかしいの。賛成される方も当然限りなく、100%とは言いません。限りなくこの条例について理解をして、説明をできる情報をしっかりと共有しているということに普通はなるんですけれども、頼まれたからと言う人もいるかもしれないけれども、ただ、少なくとも提案者はそこを説明をしていただく必要はあるんじゃないですか。でなければ、市に聞くしかないという話だから、この場の今のやりとりは成立しない話です。私が言っているのがおかしいのかな。

○議長（前川昌登君） 茂市議員。

○24番（茂市敏之君） 大体普通、条例の提案というのはこうなっているんじゃないですか。それをもって、必要であれば市が別に定めるわけですので、これを全部、一から十までそれならあらゆる場面想定して条例をつくってというのは、私たちには条例はちょっと無理でしょう、そうしたら条例つくれないでしょう。我々議会改革しようと思って、みんなから広く意見を求めたり条例を出してもらって、もし、いいのであれば、それを前向きに取り入れていくというのが、俺は本来の議員の役目だと思いますよ。

それを、何というか、人の足を引っ張るようなことだけ話して、前向きに捉えられないというのは、俺はちょっと情けなく思います。何なんだべなと思う。

○議長（前川昌登君） 田中議員。ああ、長門議員さん、先だったんです。

○18番（長門孝則君） ちょっと私も認識不足かもわからないんです。

どういう経過でこの条例を提案したのかなと。本当は条例提案する前の状況なんですよ、今は。やはり議運なり、あるいはこの全協でいろいろ問題点を出して、あるいは当局とも十分協議をして、そして出さねばならないんですよ、議案は。特にこの条例、大事な条例案ですので、ちょっとその手順が違うなど、そういうふうに私は

思っているんですけども、これは提案する前に全員で今のような協議をすべきだったんですよ。

発議案は、やはり全協で皆さんの合意を経て提案すべきなんですよ。

それで、今、本会議に提案されて、いろいろ意見を聞くとか、あるいは条文を修正する可能性も部分によってはあるのかなと、そうなるとおかしいことになるんですね。

それで、ちょっとお聞きしたいのは、当局と十分協議されたのかどうなのか、その辺を。実際やるのは当局なんですよ、実施するのは。だから、十分当局とその辺を協議をしておかないと、条例が制定された後、問題点が出てきたのでは大変なので。

当局とはどの程度協議が何かやられているんですか。ちょっとそこをお聞きます。

○議長（前川昌登君） 茂市議員。

○24番（茂市敏之君） さっきもちろっと話したったんですけども、当時は、一番の話の始まりは、茂市に警察官の仮設住宅があるわけですよ。そのお巡りさんを年に一回慰労会やるんですよ、部落とか地域で。そうしたならば、その飲み会の席上で刑事係長さんから、暴力団追放条例つくっていただけませんかという話されていたんです。宮古市さんをお願いしていたんだが、なかなかできないという話をされまして、翌年、鳥居議員に、こういう条例をつくるのに取り組んでみたらどうだということで話しして、去年の4月からずっと取り組んで、他市の条例の案文を比較しながらつくってきたんです。そして、いよいよでき上がったところで、市のほうに話をしましたら、たまたま市のほうでも、県内市の中でできていないのは宮古市だけなんですよ。それで、いよいよ宮古市でもつくらなければならないというお考えになったようで、今年度中につくり上げたいという考えがあったことはわかったんです。

それで、今こうやって進めているから、ならば一緒に条例条文について、問題があるところはないか検討していただきたいということで、生活課長にもお願いして、何度もやりとりをいたしましたし、総務課とのほうともやりとりをして、あそこには法律に詳しい職員の方がいらっしゃいますが、その方々からも見ていただいて、どこにも落ち度がないかということで調べていただいて、これであれば間違いないですということを返していただいて、それでもって提出をしたわけでございますが、まず、教育民生常任委員会で審査することになったわけですけども、常任委員会さんのほうで、今までも全てのやり方は常任委員会が主体でございまして、常任委員会さんでこの問題については、全員でお話ししたほうがいいんじゃないですかという話であれば、そのときはみんなでお話しするという流れになっているわけでございますので、それがきょうの場ということでございます。

それで、条文については、もう何度も打ち合わせて、ほぼ問題がないと、市のほうからもクレームがないようにはつくってございますので、そこらをご安心いただきたい、そのように思います。

○議長（前川昌登君） 長門議員。

○18番（長門孝則君） 当局とのこの突き合わせというか、すり合わせをやったのは会派でやったんですか。会派でお願いしたんですか。

○24番（茂市敏之君） 鳥居議員が一生懸命やっていました。

○18番（長門孝則君） このやっぱり当局とのすり合わせというのは、ちゃんとしたやっぱり、例えば教民なら教民に付託したわけですから、教民のほうで当局にすり合わせをお願いするとか、一議員個人ということでなくて、やっぱりちゃんとした組織があるわけですから、そうでないと、責任があつてないような格好になるんですね、一議員個人で当局、総務課ですか、すり合わせは。これは、総務課もそうですけれども、担当は生活課の

ほうになりますかね。だから、やっぱり実際実施するのは生活課のほうなんですよ。だから、もう総務課、それから生活課、やっぱりそういう部分のところとちゃんとすり合わせをして、条文に問題がないかどうか、そうしてその上で、やっぱり議案として提案すべきなんですね。

ちょっと今回手順がちょっとおかしいなと思って見ていましたけれども、それは今までのことはいいですけども、いずれもう一回、教民に付託されたわけですから、教民のほうでそのすり合わせをちゃんとして、本会議のほうに、提案はされていますから、採択するのとか不採択になるのかわかりませんが、十分協議で今の皆さんの声を聞いた上で審査をしてほしいと思います。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 茂市議員も先ほどの前の発言で、この条例をつくるのは大変なんだというふうにおっしゃいました。

今、我々が問題にしているのは、議員発議、つまり当局がなかなかいろいろの間、市民要望があるんだけど、あるいはこの間議会ですらいろんな議論をしていたんだけど、なかなか具体化が見えてこない。そういう場合に、いわばその政策を加速する意味で、議員発議で条例をつくるということでは、以前には地産地消条例をつくった経緯がございます。

これは、相当なエネルギーをかけています。いろんな方々との意見交換も含めてです。それが本来の議員発議の姿だと思うんです、私は。だから、松本議員が、具体的に暴力団排除条例、いわば事業の核心は、市が実施する暴力団を排除する事業、これは少なくとも議員が、これもやれ、あれもやれというものがなかったら、条例提案する資格がないですよ、私に言わせれば。そんな市で考えることだ。ましてや市でつくろうとしているのに、何で議員発議の形とるんですか。私は、そういう根本的な疑問があります。

これだけでは、鳥居議員が責任を持って答えるべきなんですよ、これは。いわば、条例をつくってほしいという出どころは警察署です。いろいろ他市の例も調べたら、よそではこの暴力団を排除する実施とすれば、こういう事業があります、ああいう事業があります、宮古市の場合には、せめてこういう事業を提案したとすれば考えていますということを答えなかったら、議員発議の条例になっていないんですよ。そこを私は指摘したいし、松本議員もそこを確認する意味で聞いているわけですよ。

提案者のあなたが、そこをすり合わせて答えができないというのは、この議案としての体をなしていない、私に言わせれば、ということを指摘したい。

○議長（前川昌登君） 鳥居議員。

○6番（鳥居 晋君） 生活課とも話し始めて以来、何回も話を重ねて、この条例の策定に至ったわけでございます。

その以後、私の考えの中には、今たくさん言われましたような、こう言ったら怒られるかもしれませんが、関連とかルールとか、そういう認識が私の中にはございませんでした。かなり、自分なりに聞いたり資料を集めたりしてやったつもりでございますが、やはり結果として、皆様にお叱りを受けるような形になったというのは、大変力不足であつたり残念に思いますけれども、ただ、どうしても必要だというその熱意のもとでつくったということだけはおわかりいただきたいなと思います。

○議長（前川昌登君） 茂市議員。

○24番（茂市敏之君） 今、教育民生常任委員会に付託になっているわけでございますので、ぜひこの条例をよく検討いただきまして、不足のところがあるかないか、また、鳥居議員も十分やったつもりで提出しているわけ

でございますけれども、生活課、それから総務課の担当の方ともよく打ち合わせいただきましてご検討いただきたいと、そのように私からもお願いしたいと思います。

○議長（前川昌登君） まだありますか。

〔「あります」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 長門議員も触れられた部分でありますけれども、やっぱり議員発議の条例の提案の仕方ですね。やっぱりこの部分がどうだったのかなという部分がこの間問題になってきた部分だと私は思います。

それから、もう一つ、現実問題として、例えばこの条例の制定の目的、内容については、市のほうが、我々はこのことを考えていましたけれども、鳥居議員、あなたが制定するこの条例の中では、例えばこの部分がどういうことをやろうとしているんですかと、逆の立場で我々是对応しなければならないと思うんですよ。議員提案、議会提案というのはそういうことなんですよ。そこが根本的にできていないということは、努力は買いますけれども、やっぱり私はそこを根本の部分で、なぜ議員発議なのかということについての説明責任が、やっぱりちゃんと果たし得ないのであれば、私はやっぱり撤回すべきだろうと、鳥居議員の名誉のためにもですよ、私はそう思います。

○議長（前川昌登君） まず、教育民生常任委員会に付託されて、教育民生常任委員会ではそれなりの審査をして、先ほどから言っていますけれども、議員発議という条例のことですので、皆さんからのご意見をいただいて、賛同の上で……

〔何事か発言する者あり〕

○議長（前川昌登君） いやいや、まず、そういうことで来たものだから、皆さんで合意が得られないということなのかどうなのか、前に進めるためにどういうふうにしたら発議案として提出できるのか、その辺を検討していくべきでないかなと私は思いますけれども。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） はい。

○26番（田中 尚君） ですから、私何回も言っていますけれども、この案件については、議員発議なんです。議員提案なんです。市長の提案じゃないんですよ。だとするならば、市のすり合わせをしっかりとやって、その上で、きょうの場で提出者である鳥居議員なり、あるいは会派の代表の方でもいいですけども、しっかりと説明できなかったら、これは議案の体をなしていない。いい悪いを別にして、私はそういうことを何回も言っているんですよ。違いますか、議長。

○議長（前川昌登君） 確かにそれはそうですけれども、議員発議で条例を出すという、まとめなくてもいいけれども、そういう努力をやっぱり議員間で討議をして合意形成をしていくということが大事なかなと。松本議員が、ここが足りないのではないかなというのであれば、それが可能な条項にしていくべきものだと思います。ただ批判してこれで終わりというのではだめだというふうに。

〔発言する者多し〕

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） 先ほど田中議員が、根本的疑問だという点、私も実は疑問なんです。

要するに、当局とすり合わせをしたと。しかし、当局も、こういう条例制定について制定をしようと考えていました、こういうお話であったと。しかし、あえて議員発議で、この今議会でも条例制定をしようとする議員発議出

したわけですね。

それは、当局が考えている条例案の中身と議員発議で制定をしようという中身が違ったものなのか、だから議員発議という格好で出そうとしたのか、そここのところがなかなか、要するに、すり合わせをした結果、どういう状況であって議員発議に至ったのかというところがよく見えてこないということなわけです。

全く同じものであったとすれば、じゃ、条例をつくろうという思いが同じだとすれば、じゃ、なぜ当局の提案ではだめだったのかということになるわけですね。そうすると、さっきも言ったように、当局が提案をすれば、我々もさっき言った、こういうものはどう考えているのだということができると。

しかし、あえてそういう意味で、その部分がすり合わせをした結果として、どういうことで議員発議に至ったのかということが、なかなかよく理解できない。だから、もし同じであれば、じゃ、なぜ当局のほうに議案提案をさせなかったのかということになるわけですね。だから、そこは、わざわざ議員発議だということは、当局の中身ではこの部分が不十分だから、議員発議のほうが、いわば市民あるいは最初にあった警察の意向に沿ったものなのかどうなのかと、そういう点をしっかりとやっぱり説明もしなければならぬんだと、こういうことだと思うんです。だから、そこはよく私たちに伝わってこないという点だというふうに思うんです。

○議長（前川昌登君） 茂市議員。

○24番（茂市敏之君） 先に鳥居君がつくったわけですよ。そして、生活課に、こういうふうに出したいんだがと話をした時点で、生活課のほうから、実は今年度私どものほうでも条例をつくりたいと考えておりましたということなんですけれども、まだ、全然手つかずの状態だったんでございます。

それで、鳥居議員がつくったのをお見せして、これでどこか字句の修正あるいは条文の改正等があるかどうか検討していただきたいということで出したのでございまして、市のほうからもう出ていたのを、あるのを無理くり議員提案したというのではございません。そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（前川昌登君） この条例は、各自治体で条例としてあるということでございますので、宮古にもあれば環境が整うと……

○22番（松本尚美君） 賛成反対の討論を求めているんじゃないかと、ここは中身を聞いているので、答えられないという話で、聞くほうが悪いという気がして、違うでしょう。

○24番（茂市敏之君） ではなくて、私たちもそこまで深く聞かれるというのは想定はしておりませんでした、正直申し上げて。

各市町村の条例と見比べながら、そして、この条文であればどこにも通用するというので鳥居議員がつくり上げたものでございまして、それを市当局、生活課それから総務課から見てもらって、これでは問題ないですという返事をいただいたものですから、それで出したということでございまして、細かいところまで質問を受けるという、この場合はどうだ、この場合はどうだという想定はしておりませんでした。

ここら辺は、できればその教育民生常任委員会のほうで詳しくお調べいただいて、どこか手落ちがあるのかというご検討をしていただきたいと、そのように私は思うわけでございますが、委員長、よろしくお願いします。

〔何事か発言する者あり〕

○議長（前川昌登君） 鳥居議員、何かありますか。

○6番（鳥居 晋君） 竹花議員から話された件ですけれども、生活課とは、何度も話すように、何回も何回も協議というか内容を詰めました。

その中で、ああ、俺が出すべきものじゃないですね、こちらのほうで出してもらえませんかとは言いました。そうしたら、向こうさんのほうも、私が出したから、それをせっかく出したものをという、何とか、思いやりだと思います。それがいいのか悪いのかわかりませんが、私はそう感じていますが、鳥居議員、そちらのほうで持ってきたんですから、一緒に練って、練って、完璧ということはないとは思いますが、出しましよう、出してください、そちらのほうでという話もあって、ううん、確かにこうやって皆さんに意見をされるというのは、私の中にも想定はあったんですけども、それも想定した上で、じゃ、やりますかということで始めたという経緯もございます。

それから、松本議員のご質問ですけども、この総合的な施策というのは、私は、全て自分たちの考えと生活課とのお話し合いの中だけのものではなくて、いろんなところの条例を参考にしてできたものでございます。

そして、それを宮古市の状況に合わせて、あるいは将来的なものを考えてつくったつもりでございます。

この総合的な施策というのは、言ってみれば、この条例そのものが総合的な施策になるんじゃないかと、私はそう思います。

以上です。

○議長（前川昌登君） 条例については異論はないかと思うんですけども、その条例まで提案をしてくるその過程への議会としての対応というか進めてくる過程が、皆さんと合意を得ながら進んでくるということが、議員発議としての条例提案ということでは望まれるというふうに先輩の議員さんたちがそういうふうに言っておりますので、今後、議員発議での条例とかそういうものを提案する場合は、やはり最初の段階から、こういうことも必要でないのかということを含めてみんなで議論をし合ってつくり上げていくというふうにしていただければいいのかなというふうに思います。

田中議員。

○26番（田中 尚君） せっかく竹花議員が、いわばこの間の議論の中心点をまとめた発言したんですね。それにもかかわらず答えていない。

その一つは、市がやろうとしているのに、鳥居さんの発言によると、私のことを配慮してくれたかもしれないということでありますけれども、茂市議員は、鳥居議員がつくったと言っていますね。つくったのであれば、つくり主が説明できなかつたら、それは自分がつくったことにならないわけですよ、私はそう思いますよ、常識で考えて。だから聞いているわけですよ。

これは当然、提案者として説明責任があるわけでありまして、竹花議員の質問に対して、我々持っている共通の疑問ですよ。なぜあえて議員発議なのか、市といろいろすり合わせをしてきたけれども、総合的な施策の中には、私はこれをやってほしいと思うんだけど、それが入っていなかった。だから、今回、議員発議でそういうふうなこともしっかりとやってもらいたくて出すんですと、こういう答弁がなかったらば、およそ議案として耐えられないということを言っているわけですよ。いい悪い以前の問題です、これは。

だから、そういった点で、今後もあり得ることでありましょうから、我々が議員発議でその条例をつくるということはやっぱり大変なことでありますから、つくった以上は、説明責任もしっかり果たさなければだめだというのは、立場からいったら同じですよ。我々が市当局にあれこれ聞くと同じなんです。当局が説明できなかつたら、その議案どうなりますか。何だか当局は説明できなかつたけれども、今さら反対もできないし賛成するか、そんな議会活動ないでしょう。

そういう意味で、そこは中心点ですから、鳥居さんには少なくとも、なぜ議会提案なのか、それから市は遠慮

はないとは言っていましたけれども、鳥居議員に対する配慮だとおっしゃっていましたが、それは、私に言わせれば、鳥居議員の勝手な解釈であって、ちょっとそこ、本当にそうなのかという疑問もあります。

つまり、言葉が悪いですけども、一步間違えと抜け駆け的なことにもなる。あるいはちょっと引いて、いい意味で考えれば、これは新しい形態なのかなと。議会と市当局のコラボによるその議案の作成だというふうに捉えれば、これも新しい形態かなとは思ってはいるんですが、どちらにしても、しっかりとしたやっぱり説明責任が果たせなければだめなんですよ。

ここは教育民生常任委員会のほうでしっかりそこも担保してほしいです。

以上。

○議長（前川昌登君） まず、教育民生常任委員会では、全協で議決するものではないというふうに私言われていますので、皆さんからのただいままでのご意見を委員長さんに振りまして、教育民生常任委員会で再度協議をして、条例提案するかどうかということになるか、可決するかどうかということになると思いますので、それによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） それでは、委員長ありますか。

○17番（坂本悦夫君） きょうはどうもありがとうございました。

初めに申し上げましたとおり、皆さんのきょうの考えを踏まえて審査をして、結論を出すような方向には持っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） それでは、この件はこれで終わりたいと思います。どうもご苦労さまでした。

○

協議事項（２） その他

○議長（前川昌登君） その他ですけども、定住化促進対策特別委員会の件につきまして、皆様にお諮りをしたいと思います。

ご承知のとおり、定住化促進対策特別委員会は、平成26年10月に設置されて、本年3月末をもって設置期間が満了となります。

この間、皆様には、積極的に委員会活動を行っていただき、その成果が定住化促進に関する提言という形となって、昨年11月に市長に提出をしました。

この提言を組み入れた総合戦略も、今月策定され、定住化対策につきましては、これらも重点的に取り組んでいく課題であるというふうに思いますので、松本委員長と相談した結果、この委員会の設置期間を議員の任期中まで延期してはどうかということになったところでございますが、この件は、特別委員会の理事会でもって了解を得られているということでもありますので、皆様のご了承をいただければ、今定例会の最終日に、期間延長の手続を行いたいと思いますので、ご理解をお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） なければ、そのとおり進めてまいりたいと思います。設置期間の延長の手続などを松本委員長をお願いをしたいと思います。

そのほか、きょう提案されました庁舎跡地活用についての議員の合意形成を図って提言をするということも生まれてきましたので、これはどうしたらいいのかなというふうに思いますが、議会運営委員会に諮って、特別委員会を設置をして、皆さんの意見を集約する方向で進めたいと思いますが、いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） それでは、議会運営委員会は、一般質問の早く終わる時期を選んで設定をしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

閉 会

○議長（前川昌登君） それでは、皆様から何もなければ、これで全員協議会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午後 1時51分 閉会

宮古市議会議長 前 川 昌 登